

大井町障がい者計画・  
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和6年3月

大井町



# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨について.....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 国の障害者施策の流れ.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状.....</b>	<b>9</b>
1 人口の動向.....	9
2 障がい者の現状.....	10
3 アンケート調査結果からみた現状.....	13
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標.....</b>	<b>36</b>
1 計画の基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 計画の体系.....	39
<b>第4章 障がい者施策の推進.....</b>	<b>40</b>
1 福祉コミュニティの推進.....	40
2 地域生活の支援の充実.....	43
3 就労や社会参加の支援.....	49
4 住みよい生活環境づくり.....	51
5 子どもの健やかな発達の支援.....	54

## 第5章 第7期障がい福祉計画..... 59

- 1 成果目標..... 59
- 2 障害福祉サービスの見込量..... 65
- 3 地域生活支援事業の見込量..... 70
- 4 障がい児福祉サービスの見込量..... 76

## 第6章 計画の推進..... 78

- 1 計画の推進体制..... 78
- 2 計画の進行管理..... 78



# 第 1 章 計画策定の趣旨について

## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取り組みが進められています。

大井町（以下「本町」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成30年度に「大井町障がい者計画」を策定し、令和3年度に「大井町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「互いに理解しあい支えあうまちづくり」を念頭に、次期計画である「大井町障がい者計画・大井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

## Ⅱ 2 国の障害者施策の流れ

### (1) 障害者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、法的な基盤が確立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

## (2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が令和6（2024）年4月1日より施行されます。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

## 3 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障がい者計画」は本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。

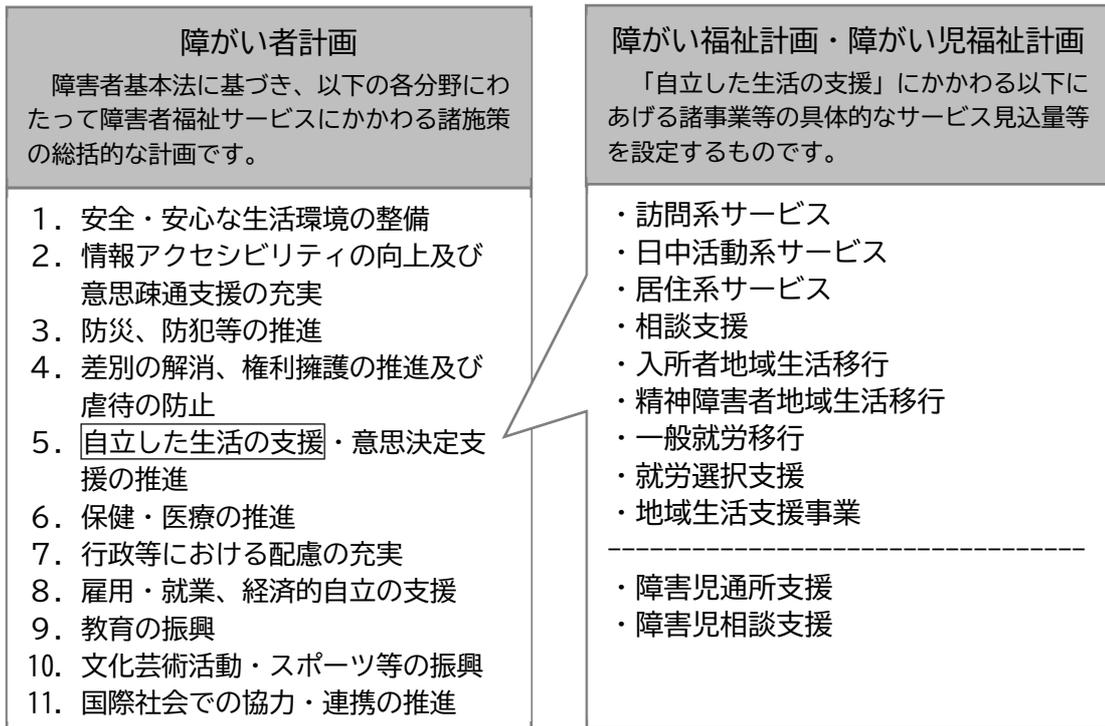
「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

### (2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	かながわ障がい者計画	神奈川県障がい福祉計画(第7期)	
大井町	大井町障がい者計画	大井町第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の関係と施策体系】



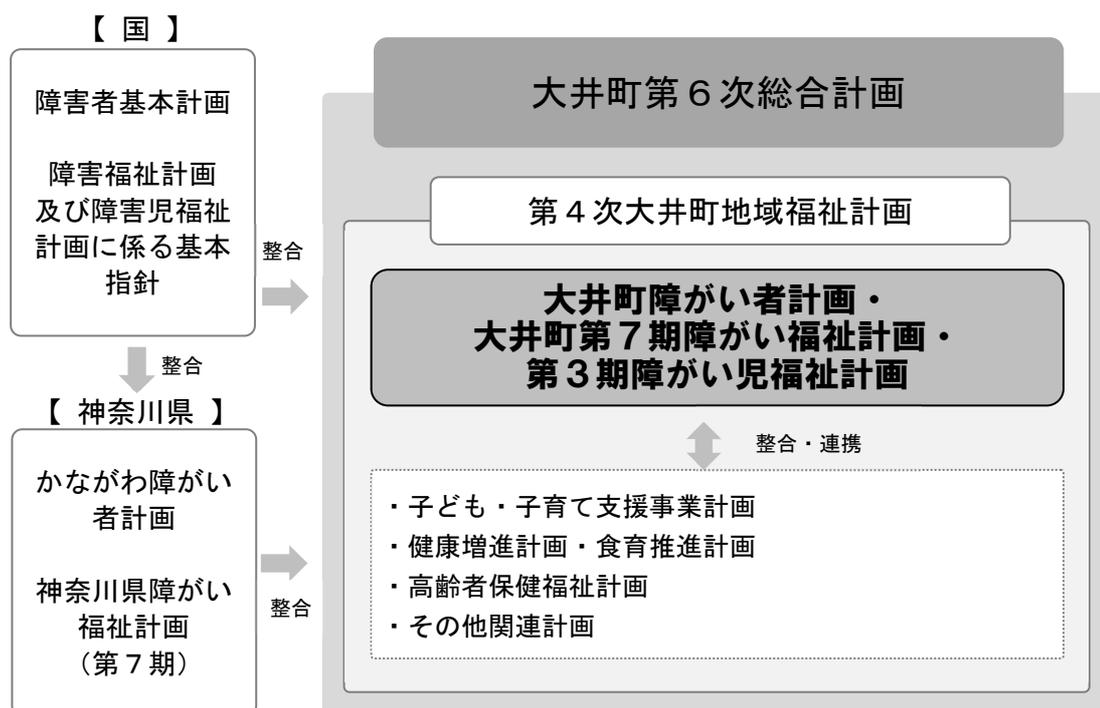
【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

### (3) 関連計画

本計画は、町の最上位計画である「大井町第6次総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本町が策定した「第4次大井町地域福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



## (4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人々を含めた本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」をめざすという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



## 4 計画の期間

今回策定する「大井町障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。「大井町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者 計画	障がい者計画			障がい者計画					
障がい 福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

## 5 計画の策定体制

### (1) 計画策定の体制

障がい者関連団体へヒアリング調査を行い、障がい者を取り巻く問題や、今後の障がい者施策などに対する要望を伺い、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

### (2) 計画策定への町民参加

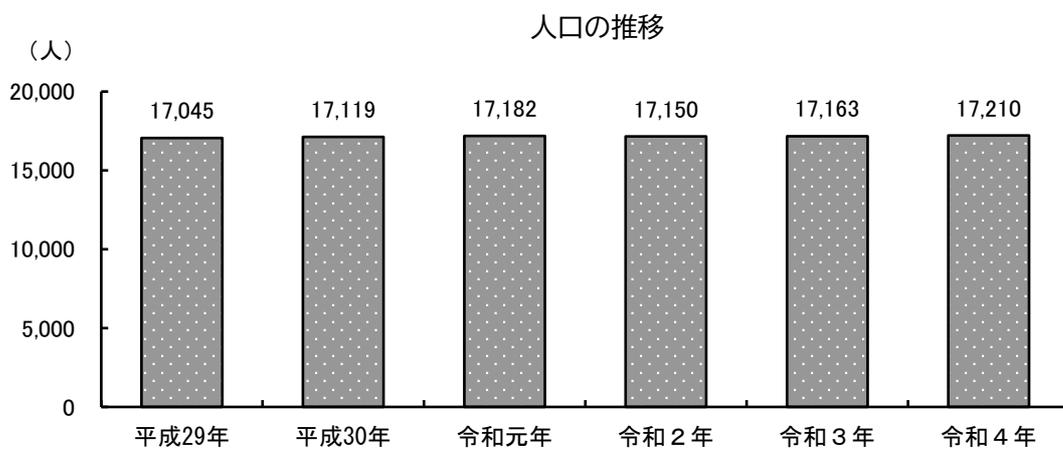
本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者にアンケート調査を実施し、素案を作成後にパブリックコメントを実施しました。



## 障がい者を取り巻く現状

### 1 人口の動向

総人口は横ばいとなっており、令和4年10月1日現在で17,210人となっています。

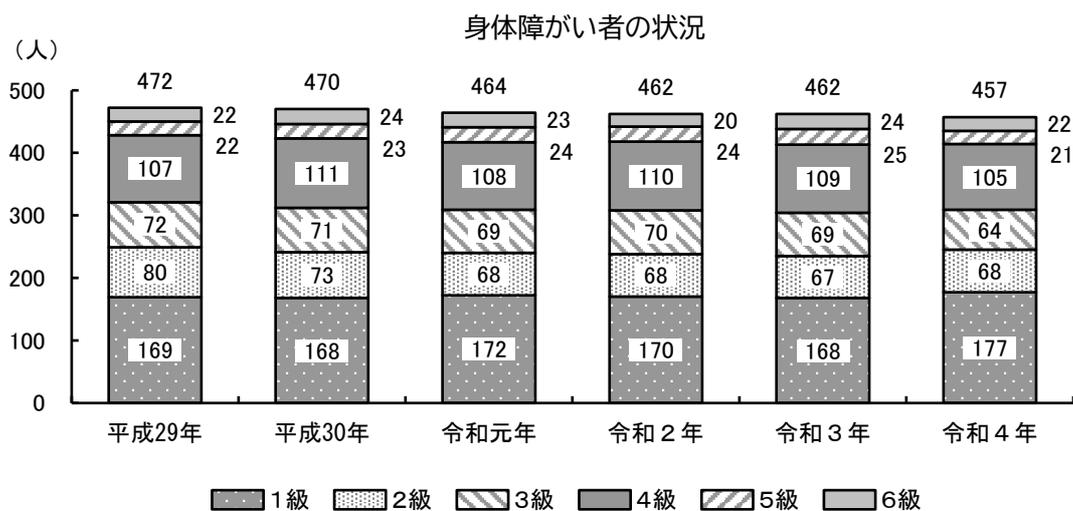


資料：庁内資料（各年10月1日現在）

## 2 障がい者の現状

### (1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年で重度障がいと言われる1級・2級が245人で、全体の53.6%を占めています。また、所持者の多くは65歳以上の高齢者であり、全体の74.8%を占めています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### 年齢別身体障害者手帳所持者数

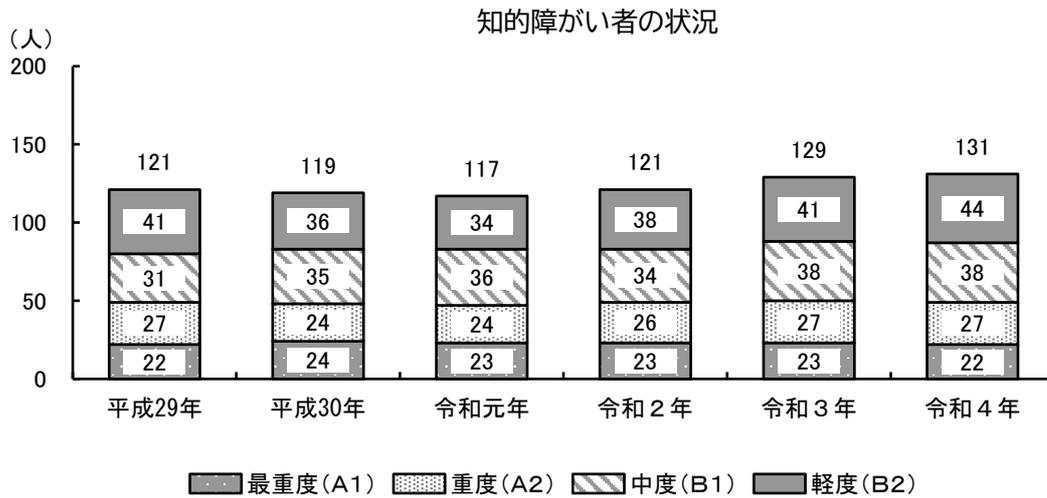
単位：人

項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	7	108	342	457

資料：庁内資料（令和4年4月1日現在）

## (2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、平成29年に比べると10人増となっており、最も多いのは軽度であるB2、次いで中度のB1です。また、18～64歳の手帳所持者が、全体の61.8%を占めています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### 年齢別療育手帳所持者数

単位：人

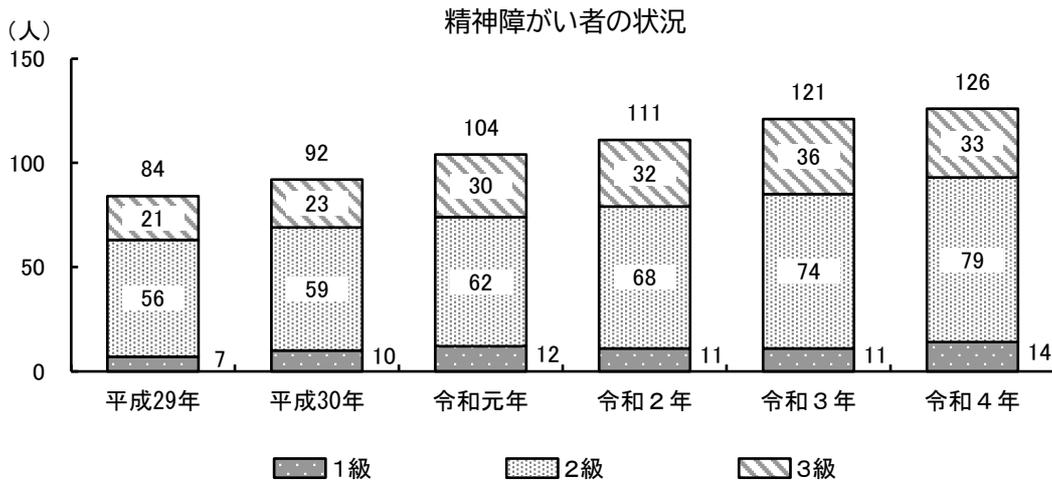
項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	42	81	9	131

資料：庁内資料（令和4年4月1日現在）

### (3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年で126人となっています。等級別に見ると、2級が最も多く、全体の62.7%を占めています。年齢別に見ると、18～64歳が全体の88.9%を占めています。

また、自立支援（精神通院）医療受給者証所持者数は、令和4年度は244人となっています。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

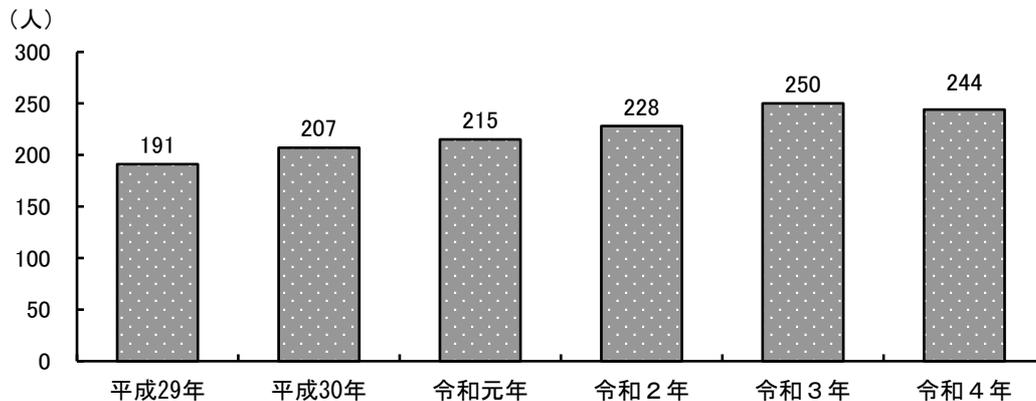
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

項目	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
手帳所持者数	0	112	14	126

資料：庁内資料（令和4年4月1日現在）

自立支援（精神通院）医療受給者証所持者数



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

## || 3 アンケート調査結果からみた現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

大井町障がい者計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

#### ② 調査対象

身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者

#### ③ 調査期間

令和5年6月26日～令和5年7月18日

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者	680 通	349 通	51.3%
身体障害者手帳所持者	440 通	252 通	57.3%
療育手帳所持者	126 通	63 通	50.0%
精神手帳所持者	134 通	93 通	69.4%

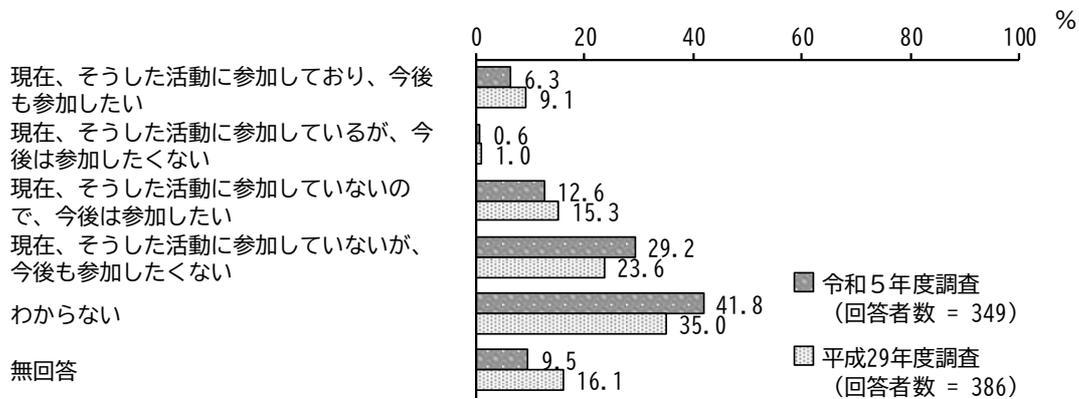
## (2) 調査の結果

### ① 生活の様子について

#### ア 同じ悩みなどを持つ方との交流の場に参加したいか

「わからない」の割合が41.8%と最も高く、次いで「現在、そうした活動に参加していないが、今後は参加したくない」の割合が29.2%、「現在、そうした活動に参加していないので、今後は参加したい」の割合が12.6%となっています。

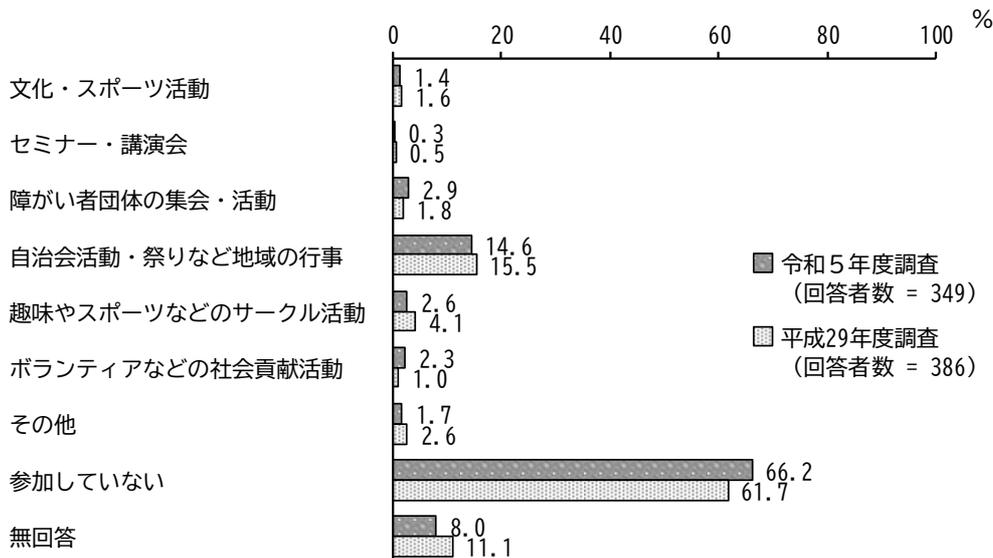
平成29年度調査と比較すると、「現在、そうした活動に参加していないが、今後も参加したくない」「わからない」の割合が増加しています。



#### イ 地域で行われる活動や行事の参加状況

「参加していない」の割合が66.2%と最も高く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が14.6%となっています。

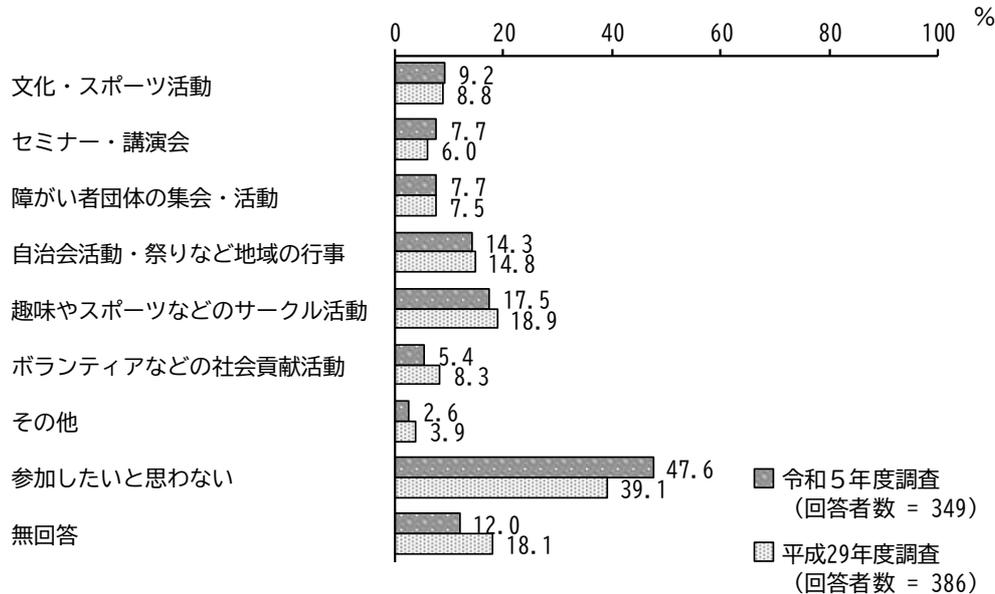
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ウ どのような活動に参加したいか

「参加したいと思わない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「趣味やスポーツなどのサークル活動」の割合が17.5%、「自治会活動・祭りなど地域の行事」の割合が14.3%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「参加したいと思わない」の割合が増加しています。

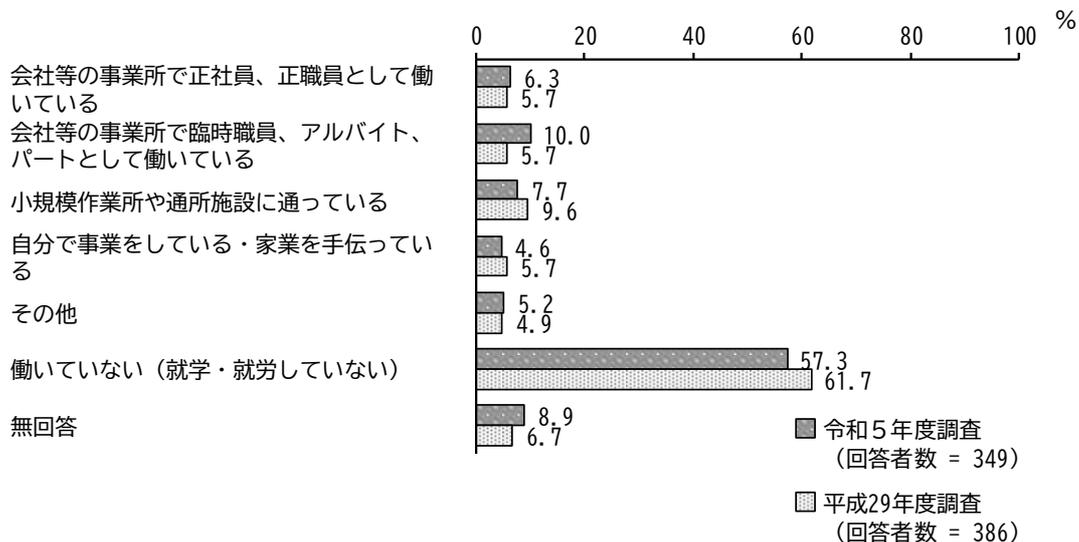


## ② 仕事・作業・訓練について

### ア 仕事や作業、訓練の有無

「働いていない（就学・就労していない）」の割合が57.3%と最も高く、次いで「会社等の事業所で臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」の割合が10.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## 【障害種別】

障害種別にみると、身体障害で「働いていない（就学・就労していない）」の割合が、精神障害で「会社等の事業所で臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」の割合が高くなっています。

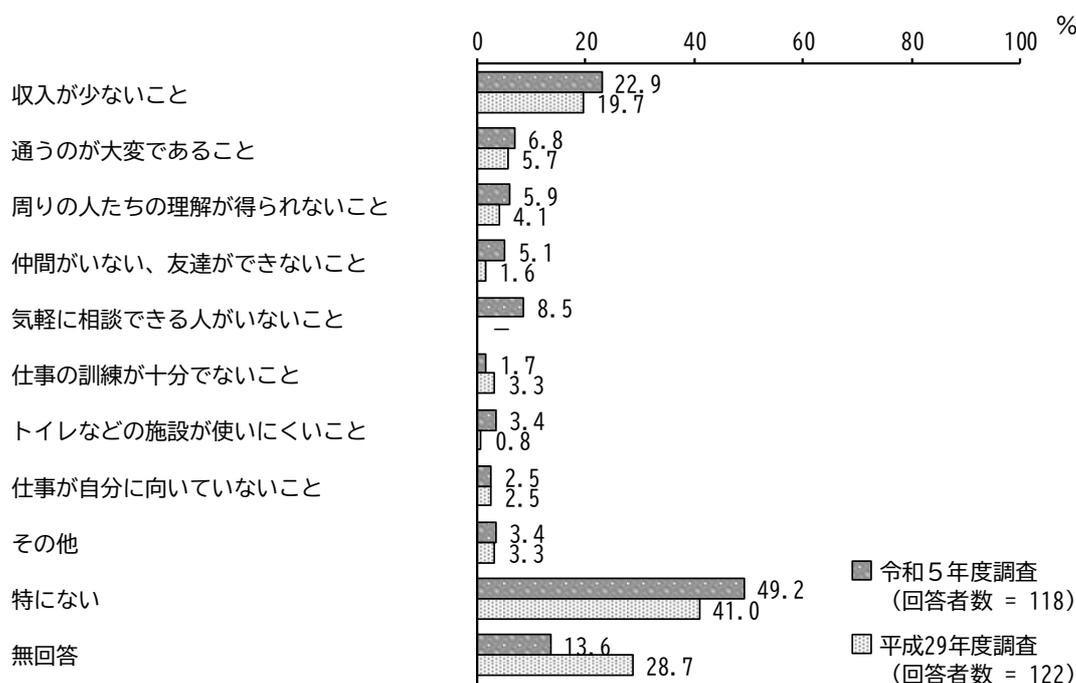
単位：％

区分	回答者数（件）	会社等の事業所で正社員、正職員として働いている	会社等の事業所で臨時職員、アルバイト、パートとして働いている	小規模作業所や通所施設に通っている	自分で事業をしている・家業を手伝っている	その他	働いていない（就学・就労していない）	無回答
全体	349	6.3	10.0	7.7	4.6	5.2	57.3	8.9
身体障害	252	7.1	6.7	2.4	6.0	4.4	64.7	8.7
知的障害	63	—	11.1	25.4	3.2	12.7	30.2	17.5
精神障害	93	4.3	15.1	9.7	4.3	3.2	57.0	6.5

## イ 職場で困っていること

仕事や作業、訓練をしている方のなかで、「特にない」の割合が49.2%と最も高く、次いで「収入が少ないこと」の割合が22.9%となっています。

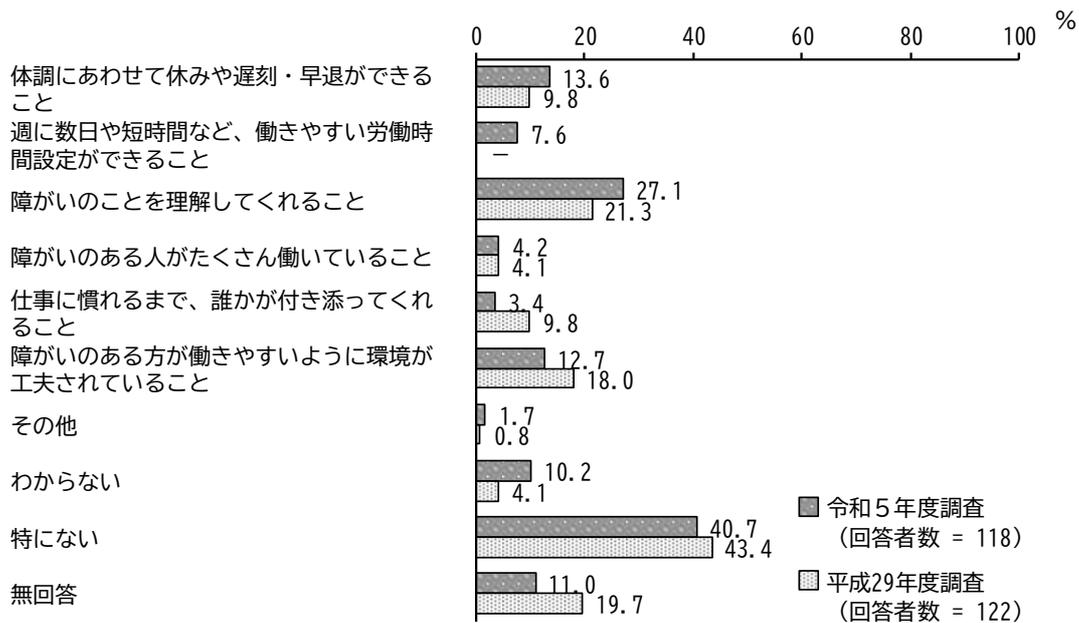
平成29年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。



## ウ 仕事や作業、訓練の場所に、特に望むこと

仕事や作業、訓練をしている方のなかで、「特にない」の割合が40.7%と最も高く、次いで「障がいのことを理解してくれること」の割合が27.1%、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」の割合が13.6%となっています。

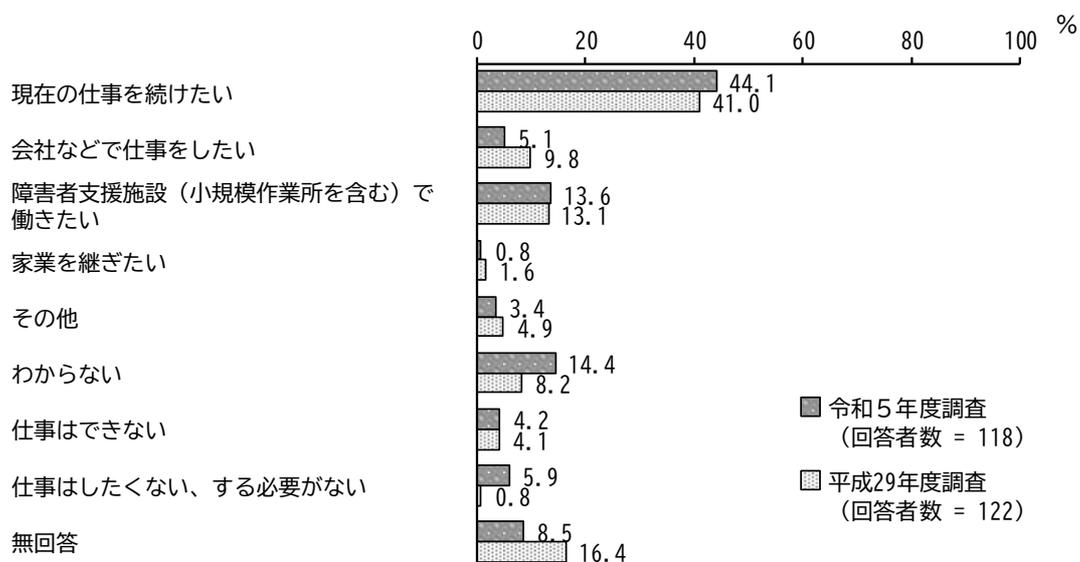
平成29年度調査と比較すると、「障がいのことを理解してくれること」「わからない」の割合が増加しています。一方、「仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること」「障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること」の割合が減少しています。



## エ 今後（将来）、どのように仕事や作業をしたいか

仕事や作業、訓練をしている方のなかで、「現在の仕事を続けたい」の割合が44.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が14.4%、「障害者支援施設（小規模作業所を含む）で働きたい」の割合が13.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「わからない」「仕事はしたくない、する必要がない」の割合が増加しています。

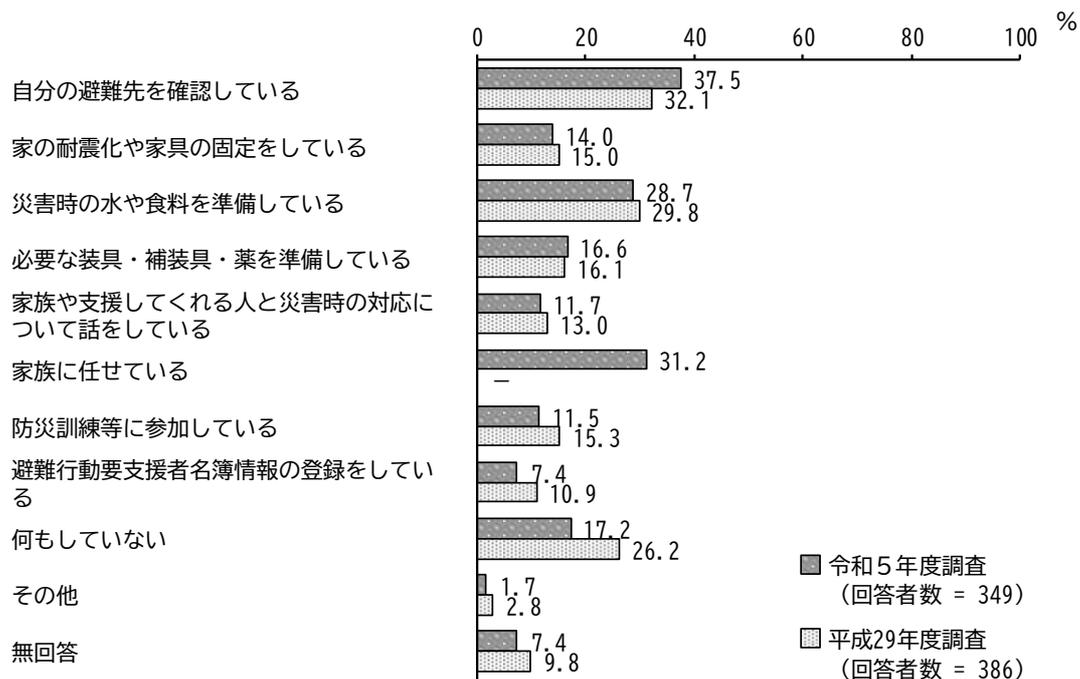


### ③ 防災対策について

#### ア 災害発生時の備えをしているか

「自分の避難先を確認している」の割合が37.5%と最も高く、次いで「家族に任せている」の割合が31.2%、「災害時の水や食料を準備している」の割合が28.7%となっています。

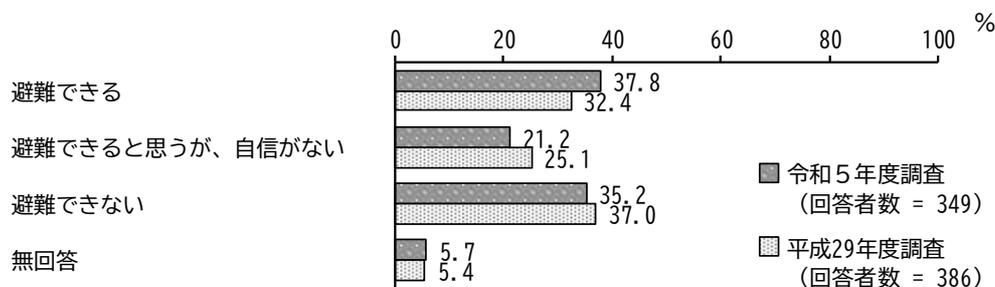
平成29年度調査と比較すると、「自分の避難先を確認している」の割合が増加しています。一方、「何もしていない」の割合が減少しています。



#### イ 災害発生時に1人で避難できるか

「避難できる」の割合が37.8%と最も高く、次いで「避難できない」の割合が35.2%、「避難できると思うが、自信がない」の割合が21.2%となっています。

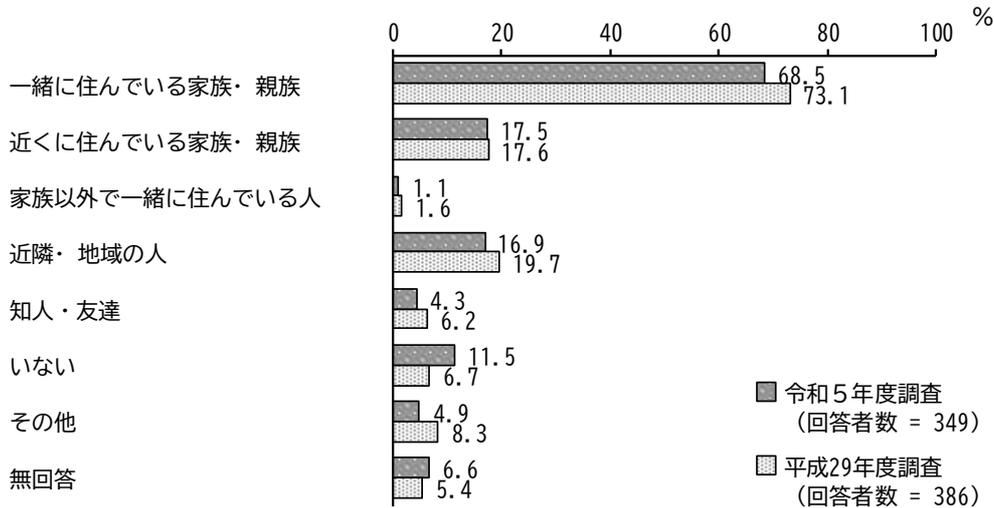
平成29年度調査と比較すると、「避難できる」の割合が増加しています。



## ウ 災害発生時に避難を支援してくれる人はいるか

「一緒に住んでいる家族・親族」の割合が68.5%と最も高く、次いで「近くに住んでいる家族・親族」の割合が17.5%、「近隣・地域の人」の割合が16.9%となっています。

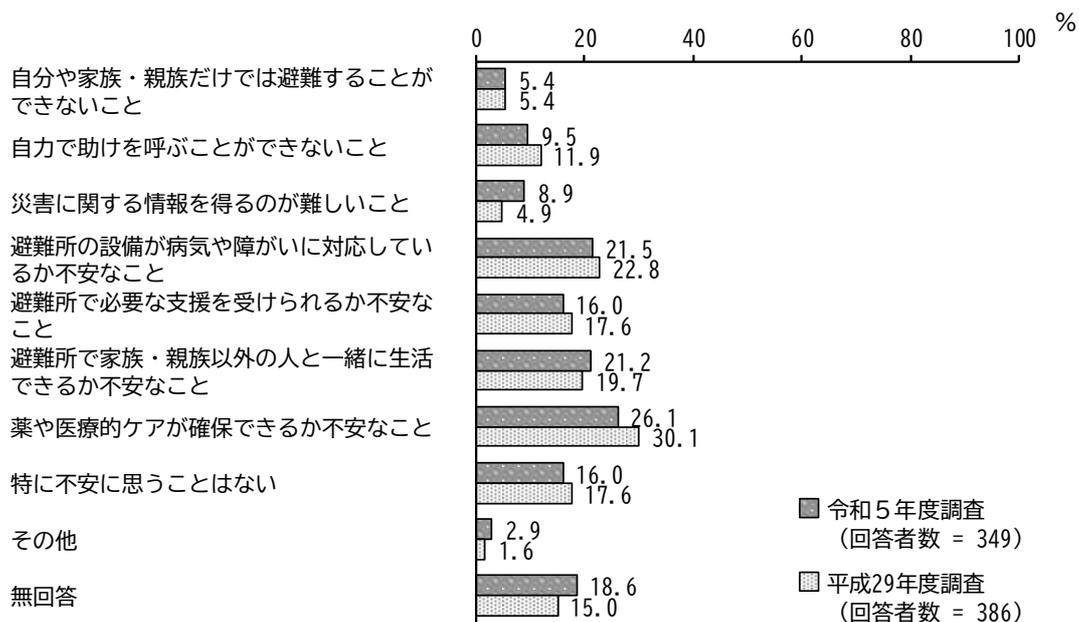
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## エ 災害発生時に不安に思うこと

「薬や医療的ケアが確保できるか不安なこと」の割合が26.1%と最も高く、次いで「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安なこと」の割合が21.5%、「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安なこと」の割合が21.2%となっています。

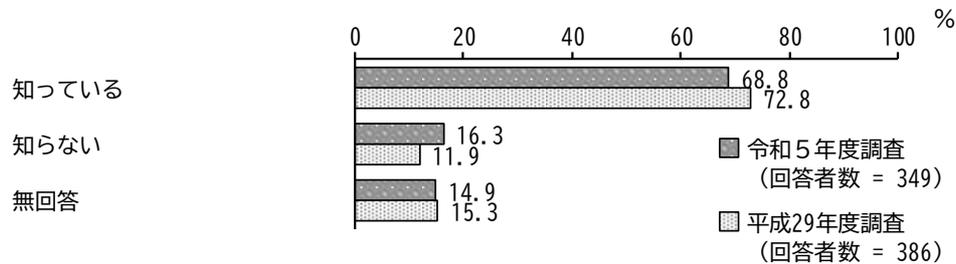
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### ④ 障害福祉サービスについて

##### ア 居宅介護（ホームヘルパー）の認知度

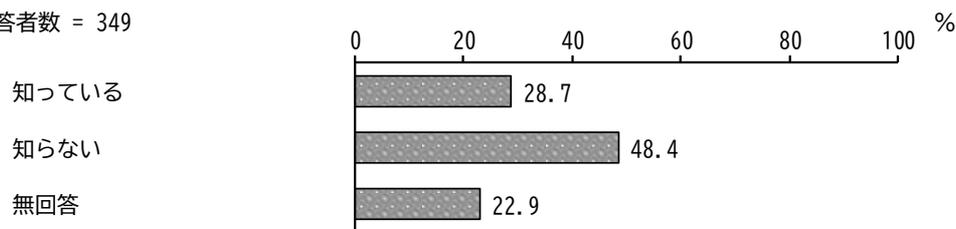
「知っている」の割合が68.8%、「知らない」の割合が16.3%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



##### イ 同行援護の認知度

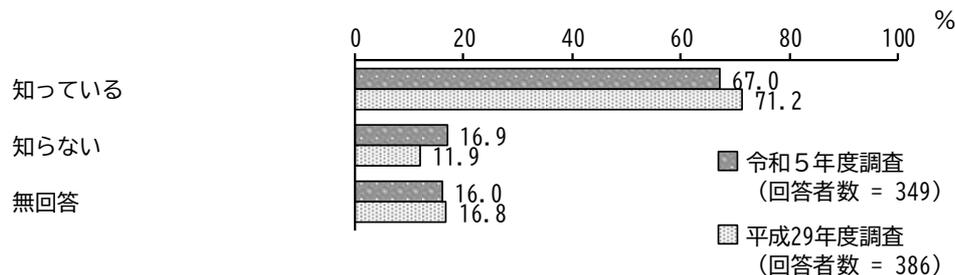
「知っている」の割合が28.7%、「知らない」の割合が48.4%となっています。

回答者数 = 349



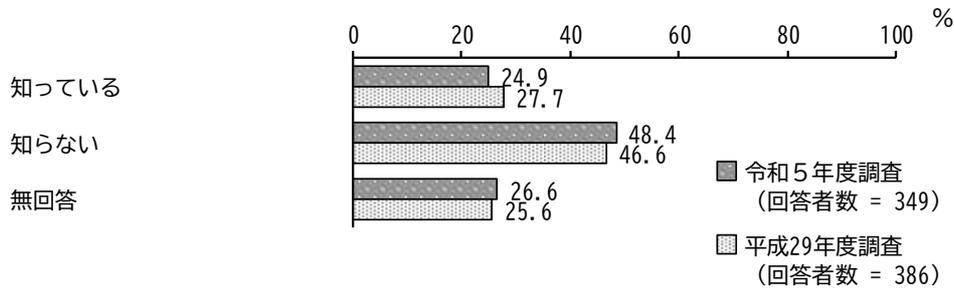
##### ウ 生活介護（デイサービス）の認知度

「知っている」の割合が67.0%、「知らない」の割合が16.9%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



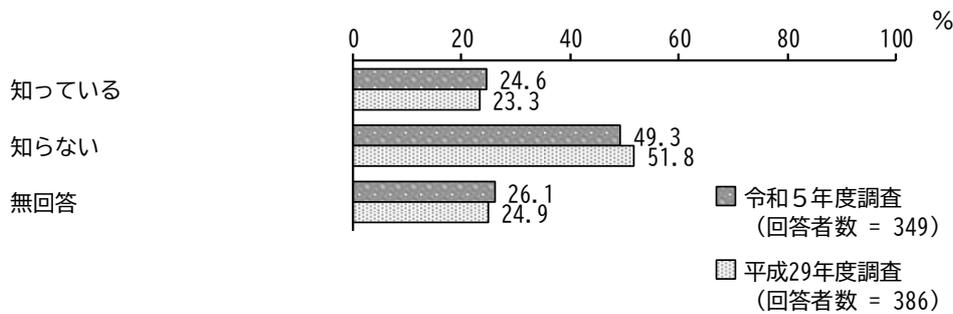
## エ 就労継続支援A型の認知度

「知っている」の割合が24.9%、「知らない」の割合が48.4%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



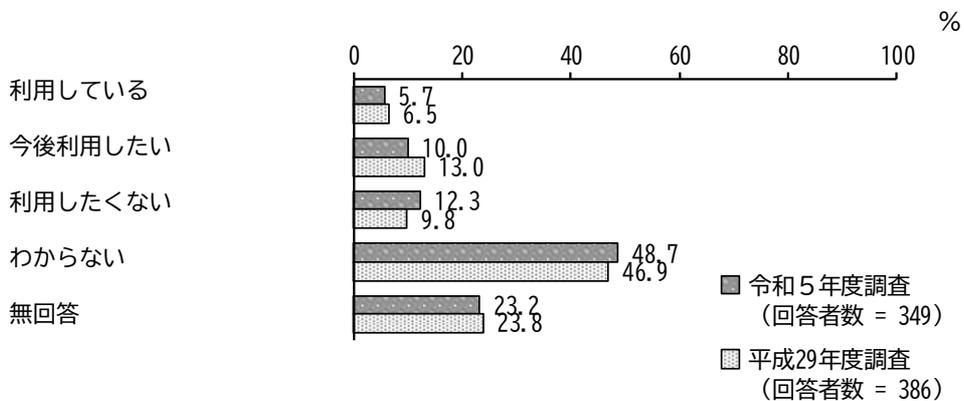
## オ 就労継続支援B型の認知度

「知っている」の割合が24.6%、「知らない」の割合が49.3%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## カ 居宅介護（ホームヘルパー）の今後の意向

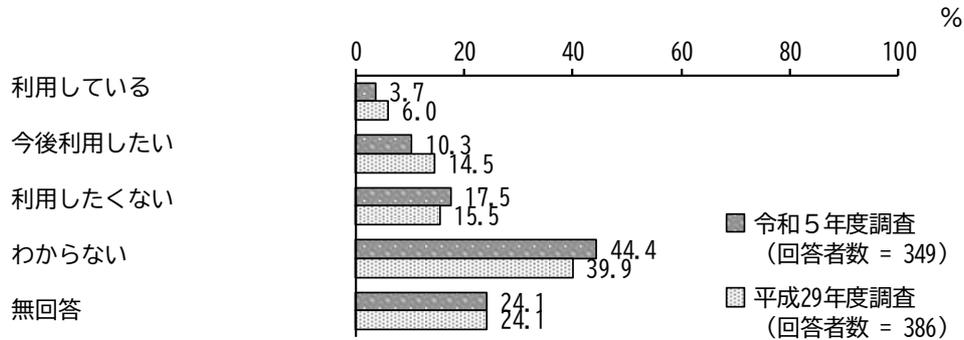
「わからない」の割合が48.7%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が12.3%、「今後利用したい」の割合が10.0%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### キ 短期入所（ショートステイ）の今後の意向

「わからない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が17.5%、「今後利用したい」の割合が10.3%となっています。

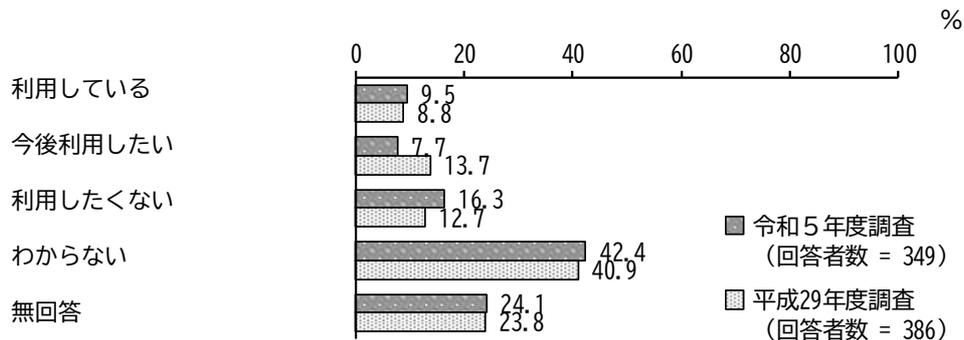
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ク 生活介護（デイサービス）の今後の意向

「わからない」の割合が42.4%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が16.3%となっています。

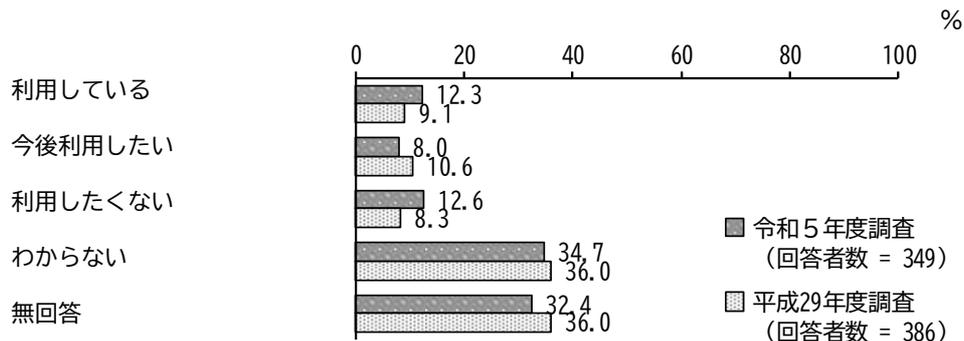
平成29年度調査と比較すると、「今後利用したい」の割合が減少しています。



### ケ 計画相談支援の今後の意向

「わからない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が12.6%、「利用している」の割合が12.3%となっています。

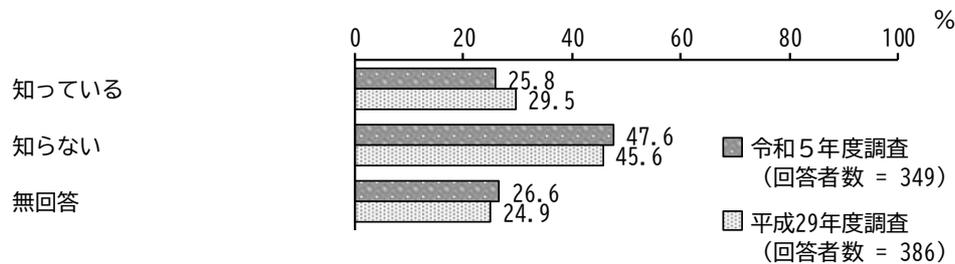
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ⑤ 地域生活支援事業について

### ア 移動支援事業の認知度

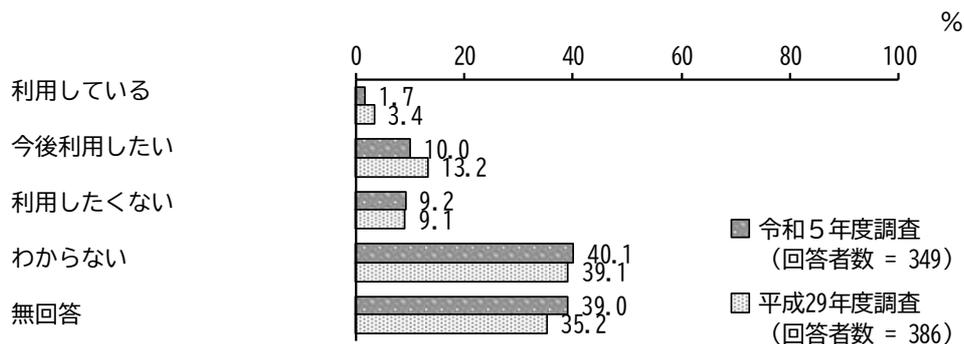
「知っている」の割合が25.8%、「知らない」の割合が47.6%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### イ 移動支援事業の今後の意向

「わからない」の割合が40.1%と最も高く、次いで「今後利用したい」の割合が10.0%となっています。

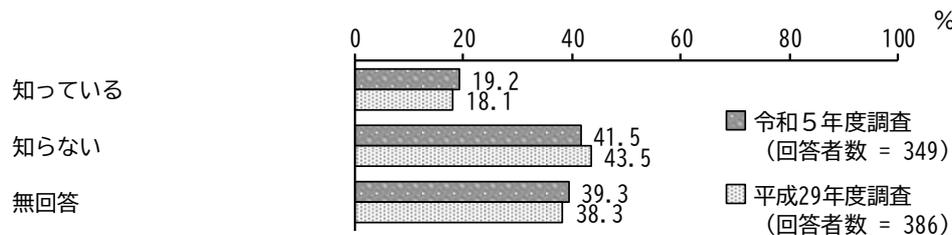
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ⑥ 児童通所支援サービスについて

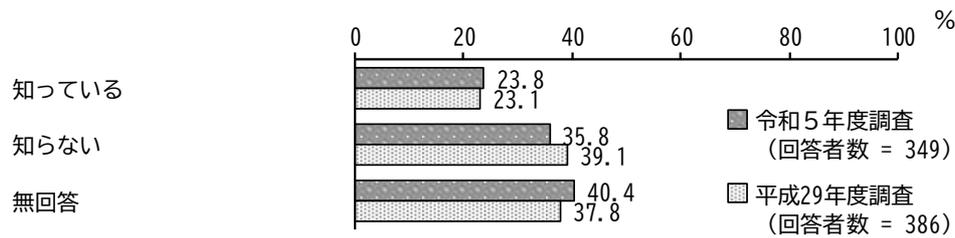
### ア 児童発達支援の認知度

「知っている」の割合が19.2%、「知らない」の割合が41.5%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



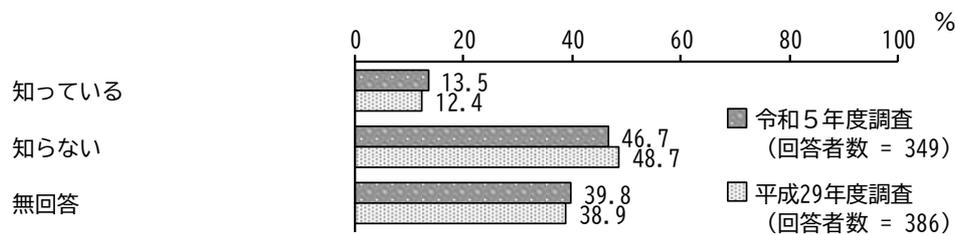
## イ 放課後等デイサービスの認知度

「知っている」の割合が23.8%、「知らない」の割合が35.8%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ウ 保育所等訪問支援の認知度

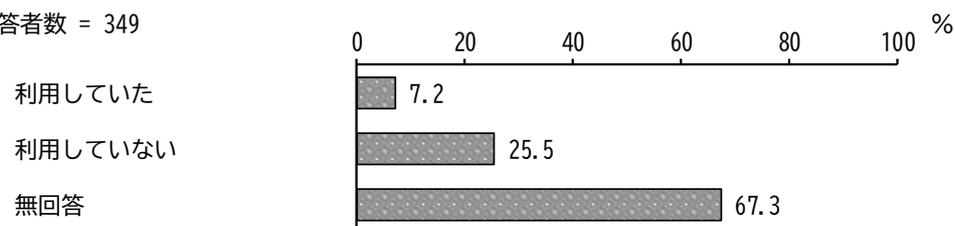
「知っている」の割合が13.5%、「知らない」の割合が46.7%となっています。  
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## エ 児童発達支援の利用状況

「利用していた」の割合が7.2%、「利用していない」の割合が25.5%となっています。

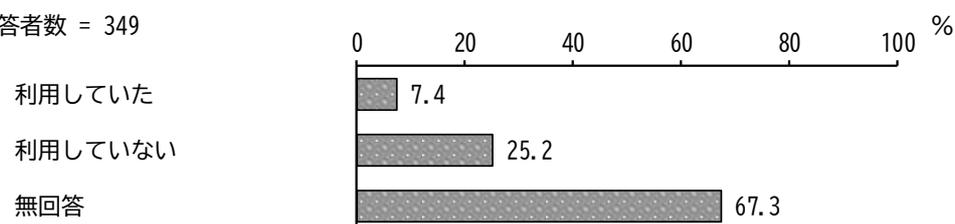
回答者数 = 349



## オ 放課後等デイサービスの利用状況

「利用していた」の割合が7.4%、「利用していない」の割合が25.2%となっています。

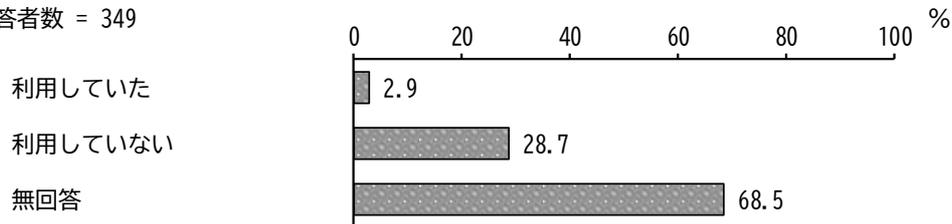
回答者数 = 349



## カ 保育所等訪問支援の利用状況

「利用していた」の割合が2.9%、「利用していない」の割合が28.7%となっています。

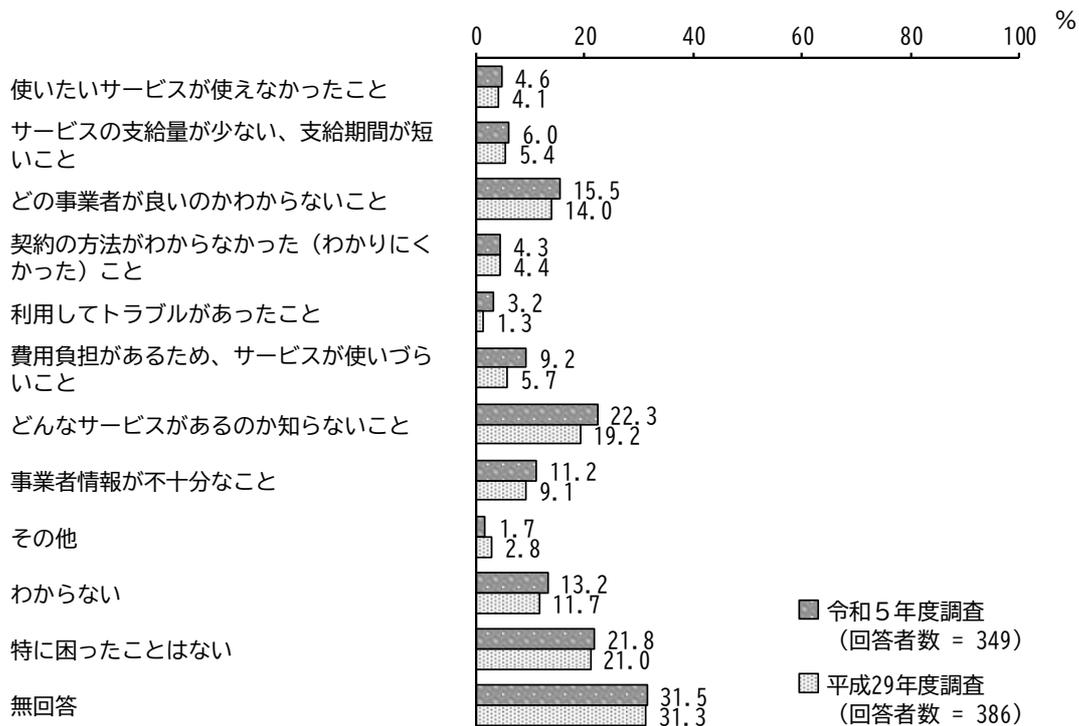
回答者数 = 349



## キ 福祉サービスを利用するときに関すること

「どんなサービスがあるのか知らないこと」の割合が22.3%と最も高く、次いで「特に困ったことはない」の割合が21.8%、「どの事業者が良いのかわからないこと」の割合が15.5%となっています。

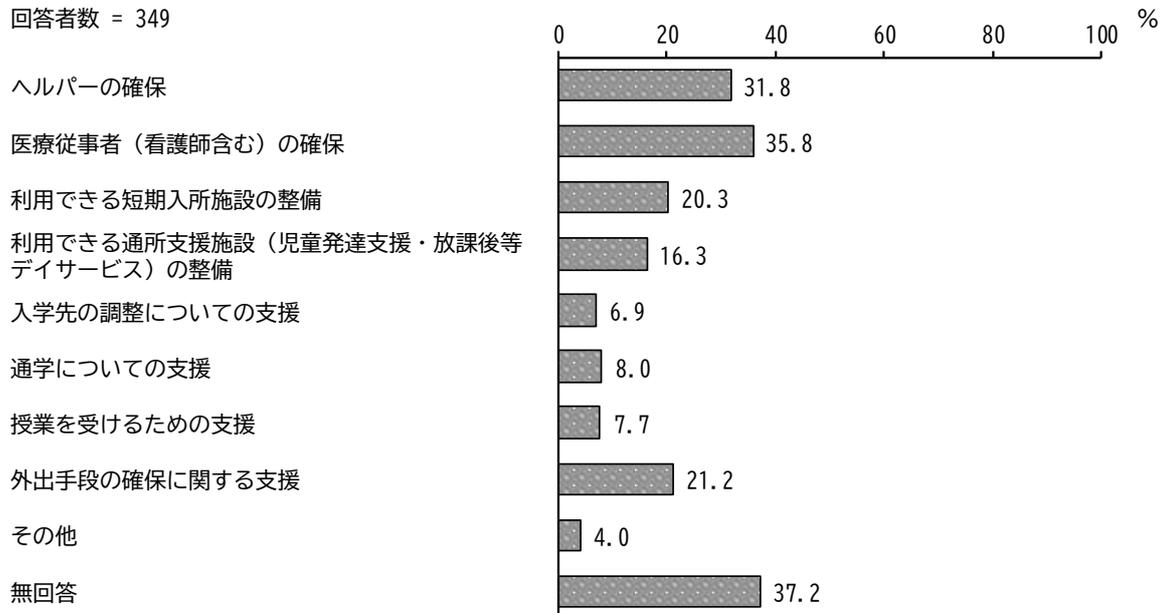
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ 医療的ケアについて

ア 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要か

「医療従事者（看護師含む）の確保」の割合が35.8%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」の割合が31.8%、「外出手段の確保に関する支援」の割合が21.2%となっています。

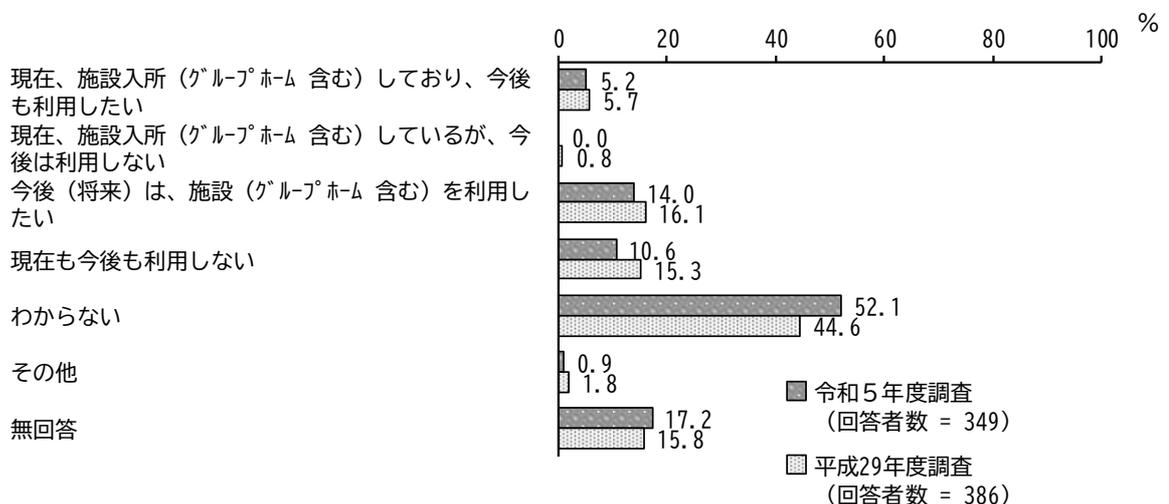


⑧ これからの町の障がい福祉施策について

ア 生活の場の確保充実について

「わからない」の割合が52.1%と最も高く、次いで「今後（将来）は、施設（グループホーム含む）を利用したい」の割合が14.0%、「現在も今後も利用しない」の割合が10.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。



## イ 社会全体で障がいのある方への理解が以前より深まったと感じるか

「少しは深まったと思う」の割合が30.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.6%、「あまり深まったとは思わない」の割合が18.3%となっています。

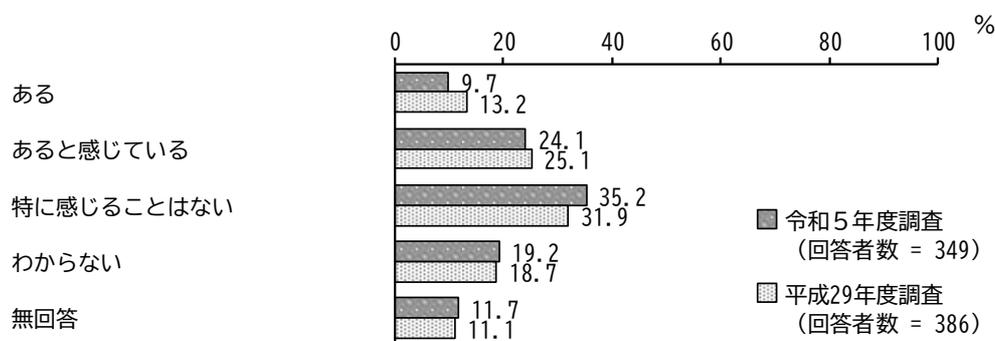
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ウ 障がいのある方への差別や偏見があると感じるか

「特に感じることはない」の割合が35.2%と最も高く、次いで「あると感じている」の割合が24.1%、「わからない」の割合が19.2%となっています。

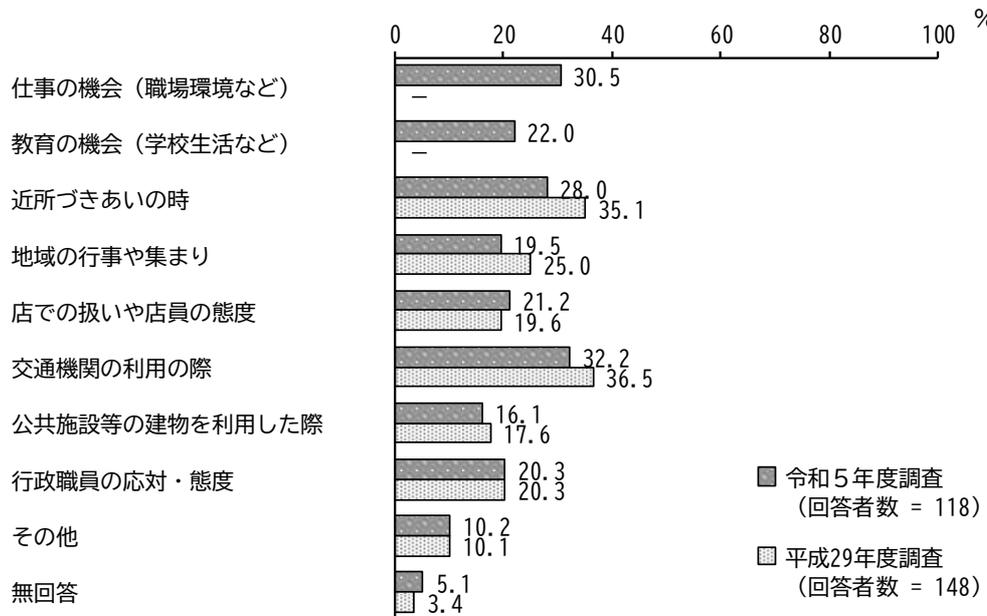
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## エ 差別や偏見をどのような機会に感じるか

障がいのある方への差別や偏見がある及びあると感じた方のなかで、「交通機関の利用の際」の割合が32.2%と最も高く、次いで「仕事の機会（職場環境など）」の割合が30.5%、「近所づきあいの時」の割合が28.0%となっています。

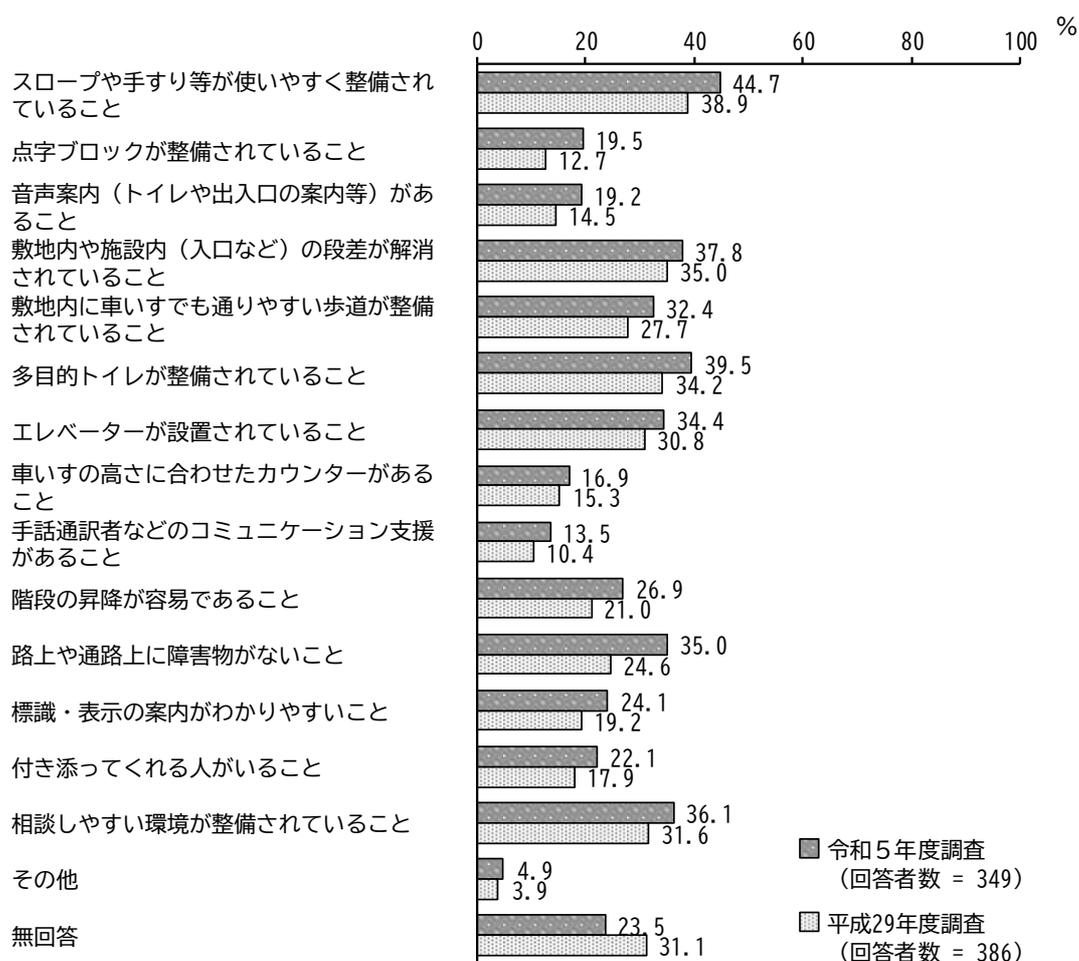
平成29年度調査と比較すると、「近所づきあいの時」「地域の行事や集まり」の割合が減少しています。



## オ 町内の公的機関や施設などで、障がいへの配慮について必要な対策

「スロープや手すり等が使いやすく整備されていること」の割合が44.7%と最も高く、次いで「多目的トイレが整備されていること」の割合が39.5%、「敷地内や施設内（入口など）の段差が解消されていること」の割合が37.8%となっています。

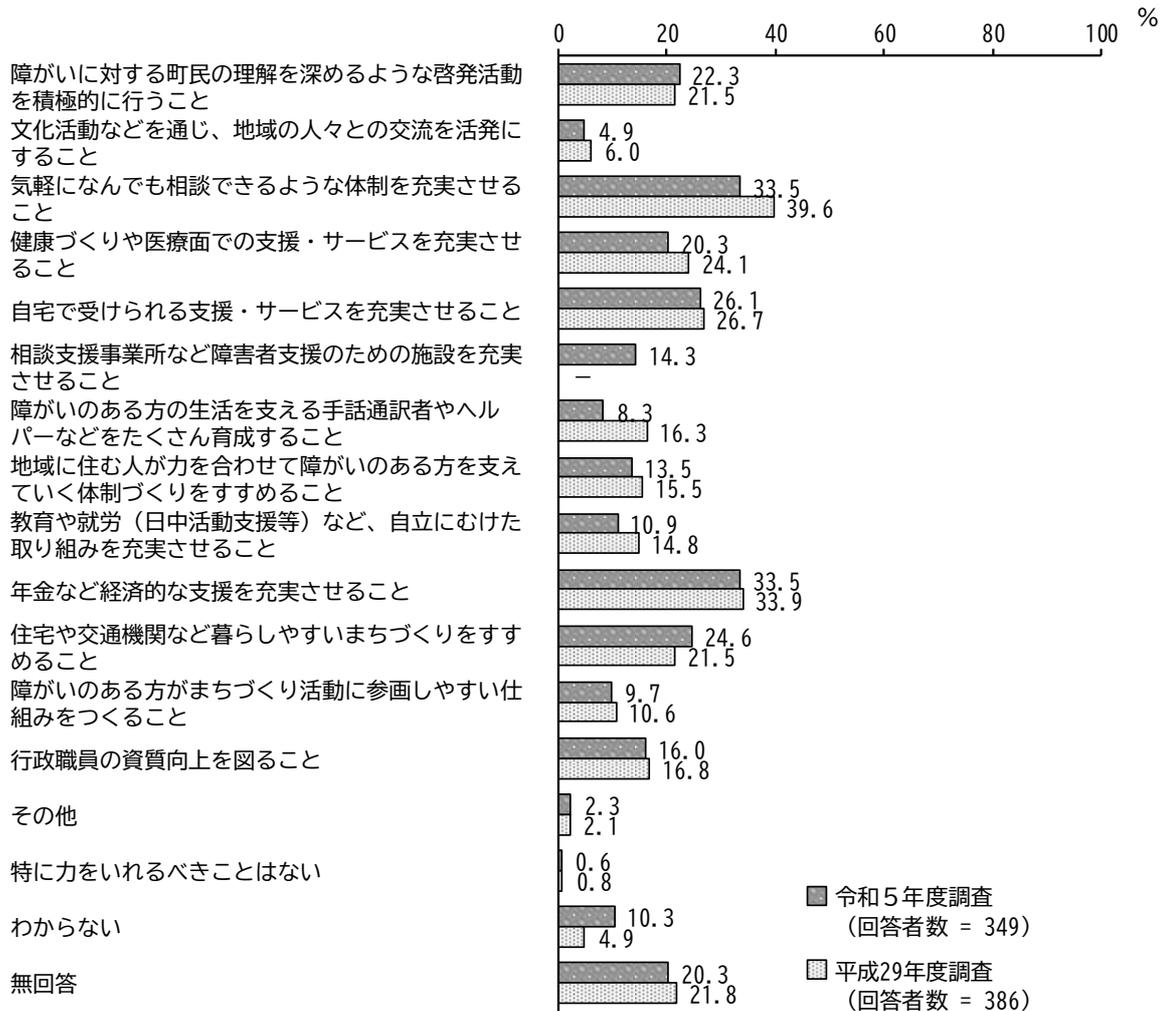
平成29年度調査と比較すると、「スロープや手すり等が使いやすく整備されていること」「点字ブロックが整備されていること」「多目的トイレが整備されていること」「階段の昇降が容易であること」「路上や通路上に障害物がないこと」の割合が増加しています。



## 力 障がい者施策をすすめるうえで、町が特に力を入れるべきこと

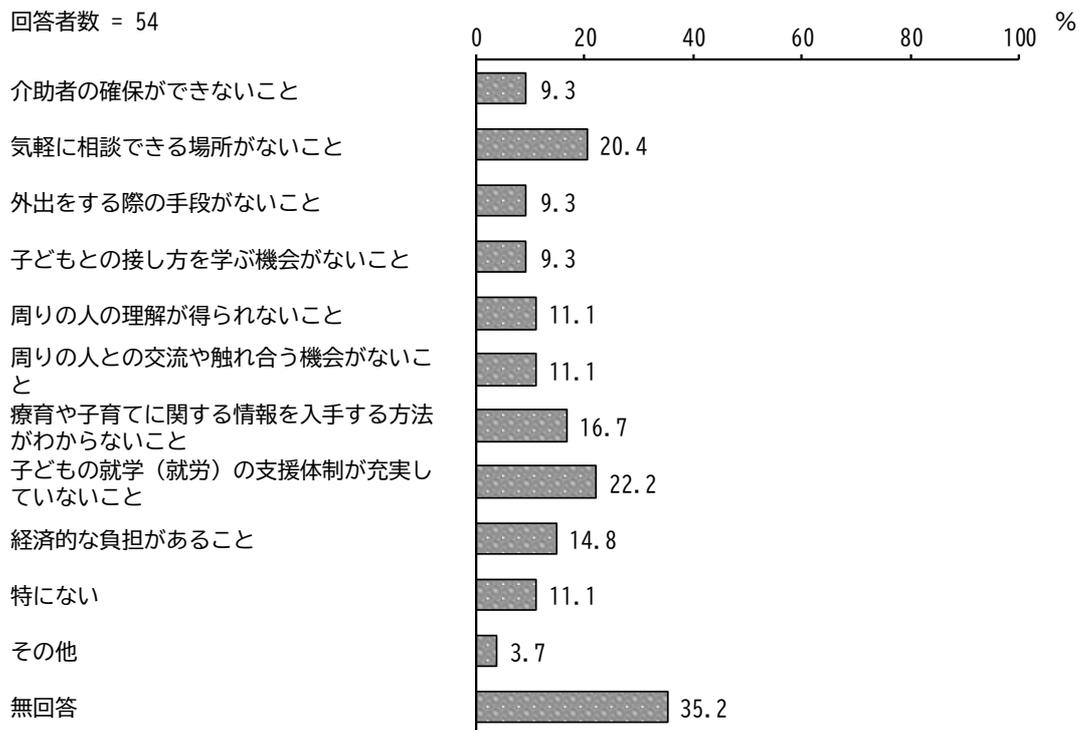
「気軽になんでも相談できるような体制を充実させること」、「年金など経済的な支援を充実させること」の割合が33.5%と最も高く、次いで「自宅で受けられる支援・サービスを充実させること」の割合が26.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「わからない」の割合が増加しています。一方、「気軽になんでも相談できるような体制を充実させること」「障がいのある方の生活を支える手話通訳者やヘルパーなどをたくさん育成すること」の割合が減少しています。



## キ 過去に療育を受けていた方が不安に思ったこと

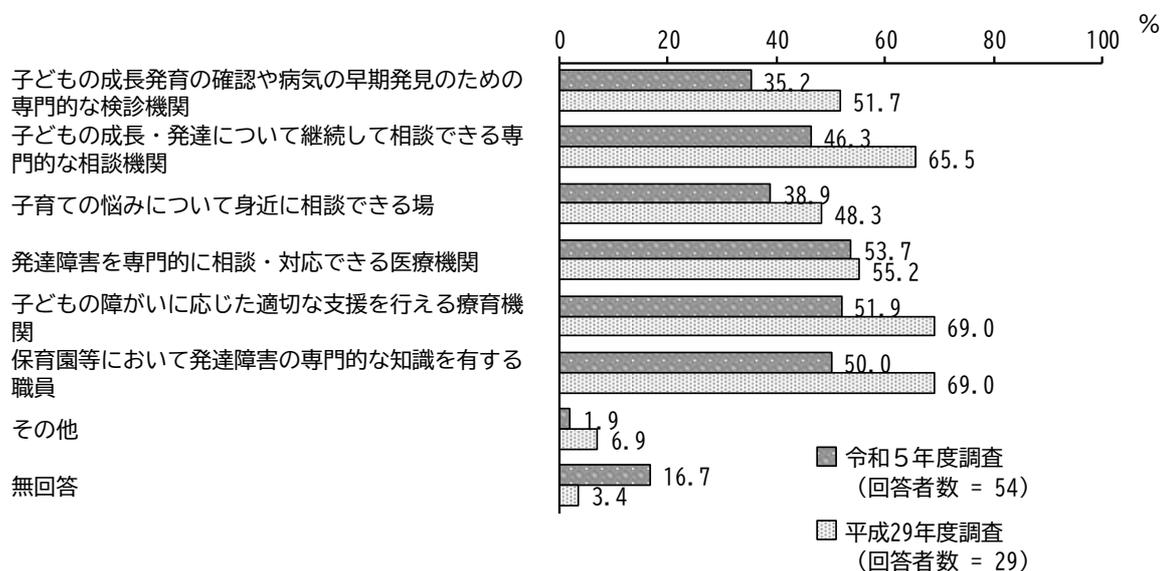
18歳未満の対象児童、生徒の保護者、以前まで18歳未満の対象児童、生徒の保護者であった方では、「子どもの就学（就労）の支援体制が充実していないこと」の割合が22.2%と最も高く、次いで「気軽に相談できる場所がないこと」の割合が20.4%、「療育や子育てに関する情報を入手する方法がわからないこと」の割合が16.7%となっています。



## ク 子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源

18歳未満の対象児童、生徒の保護者、以前まで18歳未満の対象児童、生徒の保護者であった方では、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」の割合が53.7%と最も高く、次いで「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」の割合が51.9%、「保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員」の割合が50.0%となっています。

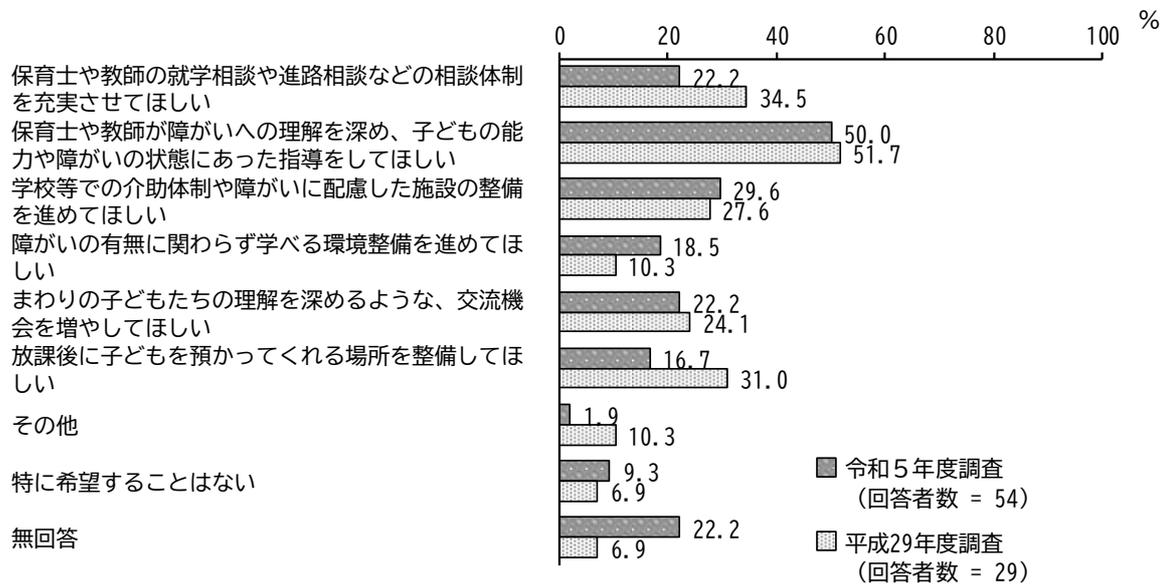
平成29年度調査と比較すると、「子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」「子育ての悩みについて身近に相談できる場」「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」「保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員」の割合が減少しています。



## ケ 学校等での生活について望むこと

18歳未満の対象児童、生徒の保護者、以前まで18歳未満の対象児童、生徒の保護者であった方では、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をしてほしい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「学校等での介助体制や障がいに配慮した施設の整備を進めてほしい」の割合が29.6%、「保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい」、「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会を増やしてほしい」の割合が22.2%となっています。

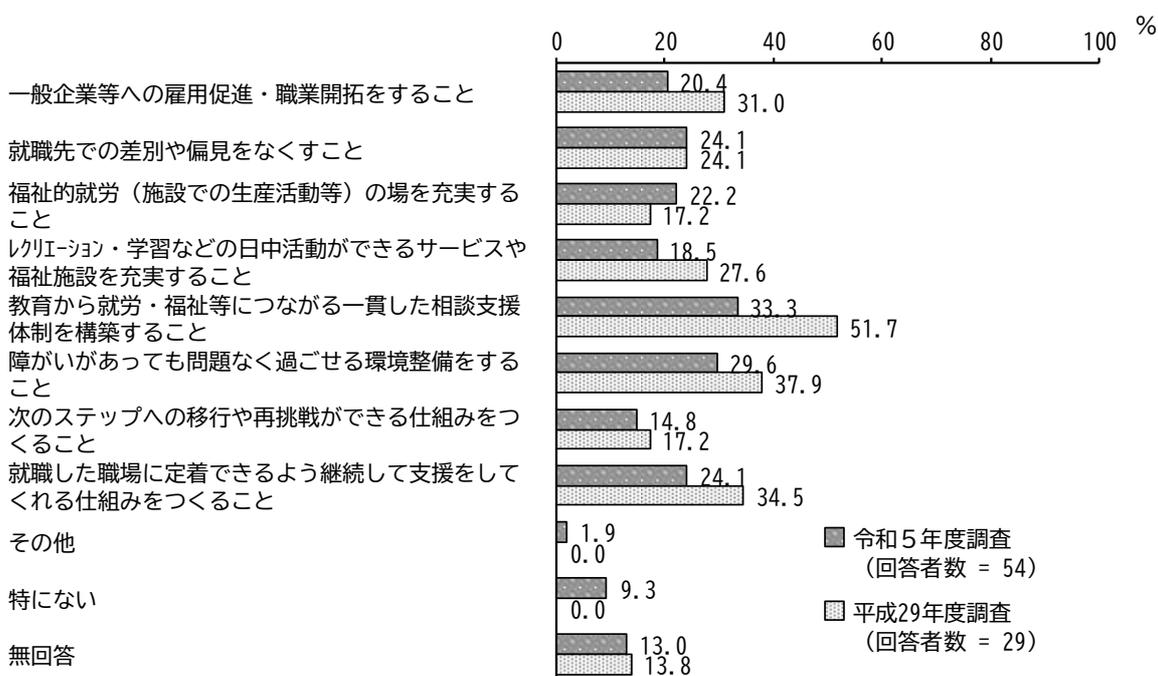
平成29年度調査と比較すると、「障がいの有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」の割合が増化しています。一方、「保育士や教師の就学相談や進路相談などの相談体制を充実させてほしい」「放課後に子どもを預かってくれる場所を整備してほしい」の割合が減少しています。



## コ 学校教育終了後の進路について、必要だと思う対策

18歳未満の対象児童、生徒の保護者、以前まで18歳未満の対象児童、生徒の保護者であった方では、「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制を構築すること」の割合が33.3%と最も高く、次いで「障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備をすること」の割合が29.6%、「就職先での差別や偏見をなくすこと」、「就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組みをつくること」の割合が24.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「福祉的就労（施設での生産活動等）の場を充実すること」の割合が増加しています。一方、「一般企業等への雇用促進・職業開拓をすること」「レクリエーション・学習などの日中活動ができるサービスや福祉施設を充実すること」「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制を構築すること」「障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備をすること」「就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組みをつくること」の割合が減少しています。





## 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

障がい者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

本町では、大井町第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」の中で、障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるまちづくりをめざしています。

本計画では、総合計画の考え方にに基づき、町民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していく共生社会の実現に向け、基本理念を「共生社会の実現に向けて理解しあい支えあうまちづくり」とし、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

#### 【 基 本 理 念 】

**共生社会の実現に向けて  
理解しあい支えあうまちづくり**

## || 2 基本目標

---

「基本理念」を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

### (1) 福祉コミュニティの推進

地域共生社会の実現に向け、障がいへの正しい理解を深めるための広報や啓発活動、交流活動に取り組みます。

また、地域交流やボランティア活動を促進し、地域内で障がいのある人を支え合う意識を醸成することに努めます。

### (2) 地域生活の支援の充実

障がいの有無に関係なく、個々の状況に応じた細やかな相談支援を提供し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けるための体制を構築します。また、予測される医療的ケアが必要な児童の増加に備えて、地域生活支援施設の整備と関連する保健・医療・福祉・教育機関との連携を包括的かつ重層的に強化していきます。

また、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策を推進します。

### (3) 就労や社会参加の支援

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいつくり、一人ひとりが持つ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。障がい者の雇用促進に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善に取り組んでいきます。

また、生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実させることで、障がい者の生きがいや社会参加を促進します。

### (4) 住みよい生活環境づくり

障がいのある人が安全かつ快適に暮らしやすい生活環境を整備し、自立と社会参加を支援するため、障がい者向けの住宅や建物、公共交通機関などをバリアフリーにし、心のバリアフリーに対しても取り組みを進め、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

## (5) 子どもの健やかな発達の支援

---

子どもの障がいに対して、できるだけ早期から継続的な支援を行うため、早期発見・早期療育を推進します。

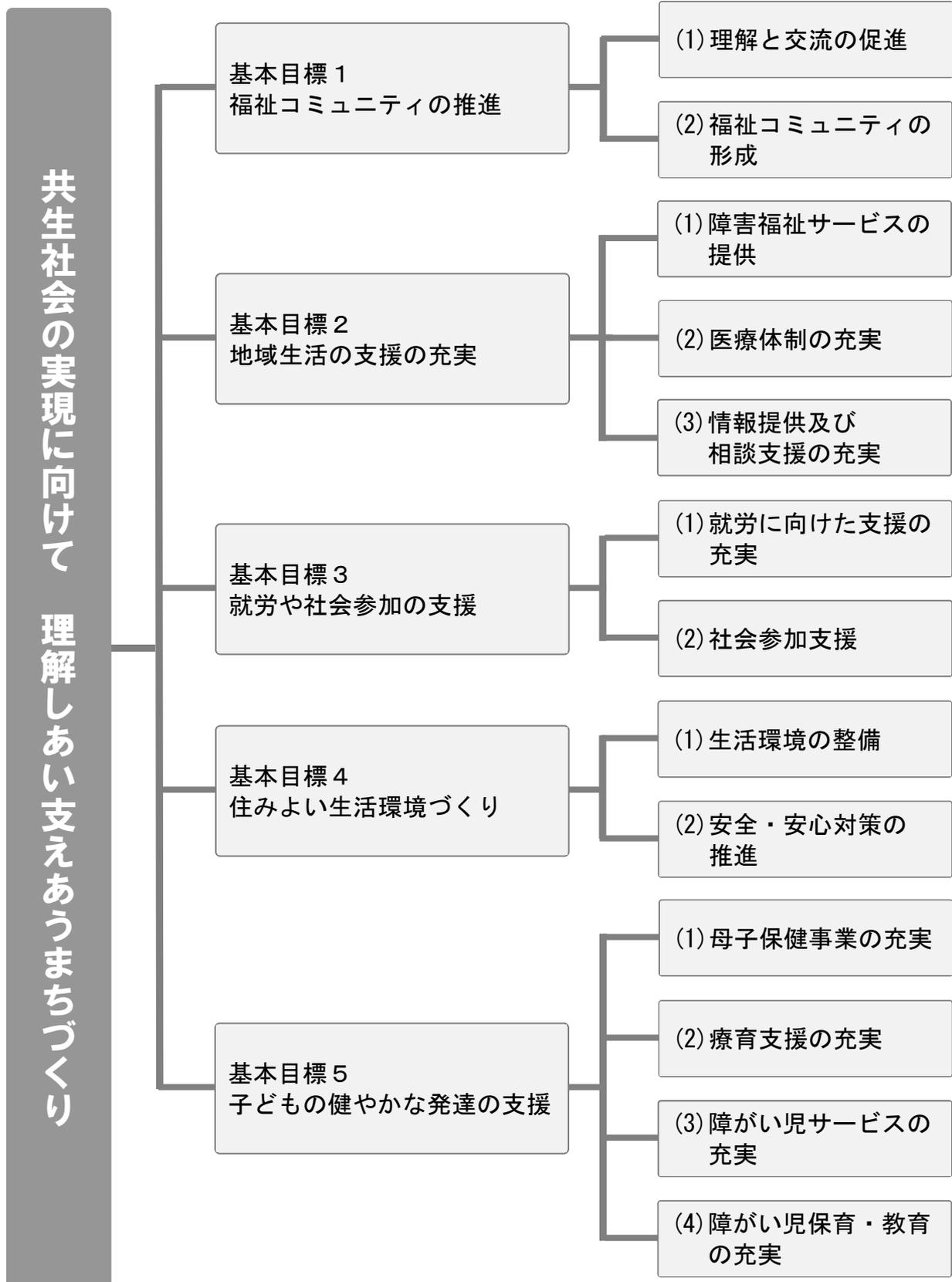
また、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実を図ります。

## 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]





## 障がい者施策の推進

### 1 福祉コミュニティの推進

#### (1) 理解と交流の促進

##### 【現状と課題】

障がいのある人もない人も地域の中で、ともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけではなく、心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。

アンケート調査の結果をみると、社会全体で障がいのある方への理解が以前より“深まったと思う”が40.2%、“深まったと思わない”が24.3%となっています。

また、ふだんの暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見について、“ある”と感じている人が33.8%みられます。

差別や偏見をどのような機会に感じるかについて、「交通機関の利用の際」が32.2%と最も高く、次いで「仕事の機会（職場環境など）」が30.5%、「近所づきあいの時」が28.0%となっています。

今後も、障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を増やし、それらを通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。また、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、町民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

##### 【方向性】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を実現していくために、障がいに関する周知・啓発、障がいのある人との交流等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みやさまざまな合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

## 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
理解を深めるための啓発の推進	広報誌、ホームページ、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。
学校・地域における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障がい者との交流学习などを通して、福祉教育の充実に努めます。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

## (2) 福祉コミュニティの形成

### 【現状と課題】

障がい者が地域の中で充実した生活を送るためには、周辺住民との豊かな人間関係を築くことが重要です。豊かな人間関係は、ともに支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりへの大事な基盤となります。

アンケート調査の結果をみると、同じ悩みなどを持つ方が話し合ったり、交流する場に参加したいかについて、「現在、そうした活動に参加していないが、今後も参加したくない」が 29.2%、「現在、そうした活動に参加していないので、今後は参加したい」が 12.6%となっています。

今後、地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある方には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。また、ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障がい特性の理解促進を図りながら、障がいのある人が活動の担い手となることへの支援が必要です。

### 【方向性】

地域で生活する障がいのある人を支援していくため、民生委員や地域の障がい者関連団体等と、障がいのある人の支援に関する情報交換の機会を図るなど、関連部署等との協力体制の強化を図るとともに、ボランティアに参加しやすい環境を整備するため、地域に根ざした福祉活動の担い手となるボランティアの育成や地域活動・社会活動への情報提供等を支援します。

**【事業内容】**

取り組み	取り組み内容
福祉の担い手への支援及び相互扶助の意識の醸成	地域福祉の担い手として、ヘルパーやボランティアの養成を支援し福祉事業の担い手の増員を図ります。また、ボランティアへの参加意識を高めるため、各自治会の集会、学校での各種ボランティア活動、総合的な学習の時間などを活用した啓発活動を行います。
自助団体の活動支援	障がいのある人やその家族が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に積極的に参加したりすることができるよう、障がい者団体等の活動を支援します。
ひとづくりの推進	障がい者の自立を支援する人材ボランティアの登録を推進するとともに、指導者として地域の人づくりの促進に努めます。 関係団体等と意見交換し、意思疎通に対する理解促進を図り、必要な施策を推進します。

## 2 地域生活の支援の充実

### (1) 障害福祉サービスの提供

#### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて障害福祉サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査の結果をみると、障害福祉サービスの認知度について、居宅介護（ホームヘルパー）、生活介護（デイサービス）を「知っている」が6割半ばを超えています。一方、就労継続支援B型、就労継続支援A型、同行援護を「知らない」が約5割となっています。

また、利用状況について、計画相談支援を「利用している」が12.3%、生活介護（デイサービス）が9.5%と、他と比べ、利用率が高くなっています。また、今後の利用意向については、短期入所（ショートステイ）を「今後利用したい」が10.3%、居宅介護（ホームヘルパー）が10.0%と、他と比べ、高くなっています。

障がいのある人が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

また、福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

#### 【方向性】

障がいのある人のニーズに応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活や社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

#### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
訪問系サービス	
訪問系サービス【居宅介護等】	障がいのある人で、日常生活に支障のある人を対象に、ホームヘルパーが訪問し、自宅で入浴、排泄、食事の介助等を行います。また、視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行う同行援護を実施します。 必要な時に利用できるよう引き続き利用できる状況の確保に努めます。
日中活動系サービス	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 必要な時に利用できるよう引き続き利用できる状況の確保に努めます。

取り組み	取り組み内容
生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。</p> <p>今後も利用の増加は考えられ、利用できる状況の確保に努めます。</p>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>利用しやすい体制の整備に努めます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>対象となる人へ周知するとともに、利用しやすい体制を整えていきます。</p>
就労継続支援A型	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。</p> <p>A型は雇用型として、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>対象となる人へ周知するとともに、就労継続支援事業所と連携を図り、利用しやすい体制を整えていきます。</p>
就労継続支援B型	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。B型は非雇用型として、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。</p> <p>引き続き利用できる状況を確認していくとともに、通いを通じて他の就労支援サービスの利用に結びつけていきます。</p>
就労定着支援	<p>一般企業に就職した障がいのある人について、3年程度、職場定着に向けた支援を行います。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。</p> <p>引き続き利用できる状況の確保に努めます。</p>
自立生活援助	<p>施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人が、自宅での生活に移行したとき、一定の期間にわたって定期的な巡回訪問などを行い、障がいのある人が直面する日常生活を営む上での様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに助言等の援助を行います。</p>
居住系サービス	
共同生活援助（グループホーム）	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。</p> <p>引き続き利用できる状況の確保に努めます。</p>
施設入所支援	<p>夜間に介護を必要とする身体、知的、精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。</p> <p>引き続き利用できる状況の確保に努めます。</p>
その他の障害福祉サービス	
計画相談支援・障害児相談支援、地域相談支援	<p>支給決定を受けた利用者で、施設入所支援を除くサービスを組み合わせる必要がある人や、入院・入所から地域生活へ移行する人に対し、計画的なプログラムの作成を行います。</p> <p>セルフプラン作成者もいるため、利用しやすい体制の整備に努めます。</p>

取り組み	取り組み内容
補装具費の支給	<p>身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費に対する支給を行います。</p> <p>障がいの内容に応じた適切な補装具に関する情報を提供するとともに、申請に対しては、更生相談所と連携し、速やかな支給決定を行い、引き続き適切な対応に努めます。</p>
自立支援医療	<p>身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神通院医療）により、自己負担が原則1割で医療が受けられます。</p>
地域生活支援事業	
相談支援事業	<p>障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。実施にあたっては、「相談支援センターりあん」に足柄上地区1市5町共同で委託することにより、専門的職員の配置された相談支援機能の強化を図っています。</p> <p>また、月に一度、町の保健福祉センターでの出張相談を今後も引き続き実施してまいります。</p> <p>地域自立支援協議会については、圏域内の行政機関、事業所等の関係機関の連携や情報共有などが必要なため、足柄上地区1市5町で実施し、地域の課題について協議し、改善に努めてまいります。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。派遣申請があった際には、大井町意思疎通支援事業に登録している手話通訳者や、神奈川聴覚障害者総合福祉協会へ依頼し、申請者の希望日時に手話通訳者を派遣するよう調整を行います。</p> <p>引き続き派遣元との連絡調整を密に行い、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を行ってまいります。</p> <p>新たに、視覚障がいの方のための代読・代筆事業の実施に向け仕組みを構築します。</p>
日常生活用具給付事業	<p>重度の身体、知的、精神の障がいのある人、障がい児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。近隣自治体の給付状況を確認し、基準額の変更、給付対象用具の種類等、必要な情報を収集しつつ、件数の増加や対象品目の増加などにも引き続き適切に対応してまいります。</p>
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のためのヘルパーによる移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。今後も、近隣市町の事業所への働きかけなどを行いながら、移動支援事業を行う事業所が確保できるよう努めます。</p>
地域活動支援センター事業	<p>「基礎的事業」として創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設け、身体、知的、精神障がいのある人のほか、発達障がいや高次脳機能障がいのある人の地域生活支援に努めます。委託事業者の見直しなどを行い、利用者の増加、事業の充実を図ってまいります。</p>
日中一時支援事業	<p>在宅で介護している家族の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。</p> <p>引き続き利用できる状況の確保に努めます。</p>

取り組み	取り組み内容
住宅整備改良助成事業	障がいのある人またはその保護者が、住宅をその障がいに適するように改良する場合に、改良工事費の一部を助成します。相談及び実施件数こそ少ないものの、必要な事業であり、引き続き実施に努めます。
重度障がい者福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成	在宅の重度障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るためタクシー券の助成内容、及び自動車燃料費の助成の見直しを行い、社会情勢の変化を踏まえた助成規模の検討をしていきます。

## (2) 医療体制の充実

### 【現状と課題】

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査の結果をみると、医療的ケアに関して、充実が必要な支援について、「医療従事者（看護師含む）の確保」が 35.8%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保」が 31.8%、「外出手段の確保に関する支援」が 21.2%となっています。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。

さらに、重症心身障がい児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していくことが必要です。

### 【方向性】

障がいのある人が身近な地域において、障がいを軽減し自立を促進するための医療やリハビリテーション等が重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。保健・医療サービス、リハビリテーション等のサービスを受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制の構築を図ります。

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育を推進します。

## 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
医療関係機関との連携強化	安心して医療が受けられるように、関係医療機関と連携を図り、持続可能な医療体制づくりを継続します。
救急医療体制の充実	足柄上地区での休日急患診療所の運営、県西地区での救急指定病院の休日・夜間診療など、安全で安心な医療が受けられ、医療に関する適切な情報提供と相談が行われるよう、関係機関との連携を図ります。
災害時医療救護体制の充実	特別な配慮が必要となる障がいのある人に、災害時に迅速に医療が提供できるよう、傷病者の受け入れ体制に関して、医療関係機関との連携や救護所の設置及び必要な設備等について、引き続き検討します。
医療的ケア児への支援	医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。あわせて医療的ケア児への支援を検討します。

## (3) 情報提供及び相談支援の充実

### 【現状と課題】

障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

そのため、それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、情報の内容や情報提供窓口の充実を図ることが必要です。

また、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

### 【方向性】

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

また、障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携した相談窓口の設置、ライフステージに応じた相談支援など障がいのある人が相談しやすい体制の充実を図ります。

## 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、町民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。
手話通訳者や代筆・代読ヘルパーの育成	聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者や代筆・代読ヘルパーの育成を進めます。
関係機関と包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の構築	障がいのある人の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、関係機関との連携による重層的な相談支援体制を構築します。
ヤングケアラーを含む家族支援	関係機関と連携を図り、障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。 家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行います。

## 3 就労や社会参加の支援

### (1) 就労に向けた支援の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

アンケート調査の結果をみると、仕事や作業、訓練の場所に、特に望むことについて、「障がいのことを理解してくれること」が27.1%、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」が13.6%となっています。前回調査と比較すると、「障がいのことを理解してくれること」の割合が増加している一方、「仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること」「障がいのある方が働きやすいように環境が工夫されていること」の割合が減少しています。

今後（将来）、どのように仕事や作業をしたいかについて、「現在の仕事を続けたい」が44.1%と最も高く、「障害者支援施設（小規模作業所を含む）で働きたい」が13.6%となっています。

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいがづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

#### 【方向性】

障がいのある人で、社会の一員として働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。また、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

#### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
障がい者雇用についての啓発の推進	ハローワーク等の関係機関と連携し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある人の雇用について、普及、啓発を行います。
雇用機会の拡大	障がい者の雇用機会の拡大のため、ともしびショップ「ゆう」に対する支援を行います。また、福祉的就労の拡大を図るため、広域的連携のもと、事業者への理解と協力を促していきます。
就労相談の充実	障害者就労生活支援相談センター等と連携して、本人の能力・生活環境・生活設計に適応した職場が得られるよう支援に努めます。通いを通じて他の就労支援サービスの利用に結びつけていきます。
就労環境の改善促進	障がいのある人が就労できるよう、商工会やハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善を働きかけていきます。

取り組み	取り組み内容
農福連携の推進	障がい者の就労機会の創出と拡大を目指すため、農業経営体や障害福祉サービス事業所と協力して、様々な就労機会の確保に努めます。

## (2) 社会参加支援

### 【現状と課題】

障がいのある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、障がいのない人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。

アンケート調査の結果をみると、自治会の活動など、地域で行われる活動や行事に「参加していない」が66.2%と最も高く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」が14.6%となっています。

参加したい活動について、「参加したいと思わない」が47.6%と最も高く、次いで「趣味やスポーツなどのサークル活動」が17.5%、「自治会活動・祭りなど地域の行事」が14.3%となっています。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

### 【方向性】

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していけるよう、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習活動を通して、障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
障がい者対象スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がい者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施する団体を育成・支援します。

## 4 住みよい生活環境づくり

### (1) 生活環境の整備

#### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず誰でも利用しやすい公共施設や公共交通機関等、さらなるバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めていくことが求められます。

アンケート調査の結果をみると、移動支援事業の認知度について、「知らない」が5割近くとなっています。また、今後の意向について、「今後利用したい」が1割となっています。

町内の公的機関や施設などで、障がいへの配慮について必要だと思う施策は、「スロープや手すり等が使いやすく整備されていること」が44.7%と最も高く、次いで「多目的トイレが整備されていること」が39.5%、「敷地内や施設内（入口など）の段差が解消されていること」が37.8%となっています。

今後も、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。また、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。

#### 【方向性】

公共施設・学校や公園等のバリアフリー化を進めるとともに、改修の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、福祉的なまちづくりを推進します。

#### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
人にやさしい街づくりの推進	町が新たに実施する都市基盤の整備やサービスを実施する際には、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが使いやすいようにデザインするなど、引き続き人にやさしいまちづくりを推進していきます。
心のバリアフリーの推進	障がい者の人格と個性を尊重するために、「障がい」についての理解を深めるとともに、障がいのある人とない人との交流を促進します。また、道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声かけや困っている方への手助けの実施など、町民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。
町営住宅の整備	町営住宅について、障がいのある人等が使いやすいよう障がい者用の特別室を確保します。

取り組み	取り組み内容
安全な歩行空間の確保	誰もが安心して移動できる安全な歩行空間の確保に向けて、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、危険箇所の改善など道路環境における安全性の向上に引き続き努めます。

## (2) 安全・安心対策の推進

### 【現状と課題】

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、災害発生時に1人で避難できるかについて、「避難できる」が37.8%、「避難できない」が35.2%、「避難できると思うが、自信がない」が21.2%となっています。

災害発生時に避難を支援してくれる人の有無について、「一緒に住んでいる家族・親族」が7割近くと最も高くなっています。

災害発生時に不安に思うことについては、「薬や医療的ケアが確保できるか不安なこと」が2割半ばと最も高く、次いで「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安なこと」、「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安なこと」が2割を超えています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

また、地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要です。

### 【方向性】

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体や関連機関等との連携を図り、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認等、防犯ネットワークの確立を進めます。

また、犯罪被害に遭わないよう地域での見守りを強化します。

【事業内容】

取り組み	取り組み内容
防災体制と防災施設の充実	<p>地域防災リーダーの養成や、自主的なコミュニティ活動などによる自主防災組織を育成し、防災体制の充実を図ります。</p> <p>災害時における防災拠点の整備など防災施設の充実に取り組み、また、福祉避難所等の指定に向けた調整、障がいのある人等の要援護者の受け入れ体制の充実を図ります。</p>
要援護者等の安否確認	<p>防災訓練などの機会をとらえ、災害時に要援護者等の安全が確保されるよう、日頃から特に援護が必要とされる障がいのある人等の所在を確認し、安否確認訓練を実施していきます。</p> <p>共助の範囲内において、各組ごと、組長による把握をしていただき、訓練を通じた成果が出るよう支援します。</p>
避難誘導體制の整備	<p>自力による避難が困難な障がいのある人等の災害時における避難誘導、搬送、避難所における生活の安全確保等の対策として、登録制度を通じて要支援者の把握に努めるとともに、避難所における安全確保対策を進めます。</p> <p>自主防災組織が実施する訓練へ積極的に参加してもらおうとともに、町が主催する訓練等への参加要領等を検討します。</p>
防犯体制の充実と防犯意識の高揚	<p>自主的な防犯ボランティアの活動への支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。また、防犯キャンペーンの実施により、町民の方の防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>これまでの周知方法に加え、自治会や地域へもにこにこパトロール隊のチラシを配布し、新たに入隊を勧めます。</p>

## 5 子どもの健やかな発達の支援

### (1) 母子保健事業の充実

#### 【現状と課題】

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

#### 【方向性】

肢体不自由のある児童、知的障がい児、発達障がい児にとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、発達の遅れや疾病を早期に発見し適切な支援や療育につなげます。

#### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
妊婦健診・妊産婦訪問指導	妊婦健診の受診状況を確認するため、必要な職員数の確保を行いタイムリーな個々に寄り添った支援ができるよう、リスクの高い対象者に対し、訪問や電話による状況確認や助言を行います。
乳幼児健診	3か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施し、乳幼児の発育・発達等の確認や異常などの早期発見、心理相談員による保護者への相談支援等に努めます。また、障がい児歯科検診等を保健福祉事務所にて予約制で実施します。未受診者に受診勧奨を行い、すべての健診の受診率が95%以上になるように努めます。
乳幼児訪問・家庭訪問の強化	育児不安の解消を図るため、定期的な健康相談と電話相談を実施します。また、虐待の未然防止を目的として「乳幼児全戸訪問事業」を継続していくとともに、低体重児への訪問についても状況に応じて実施していきます。
就学時健康診断	就学時健康診断を実施し、翌年度の新入学児童に対して適切な指導、健康異常の早期発見、健康状態の把握をするとともに、健康上問題のある就学児への適切な就学指導を行います。

## (2) 療育支援の充実

### 【現状と課題】

子どもの障がいには、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査の結果をみると、過去に療育を受けていた方が不安だったことについて、「子どもの就学（就労）の支援体制が充実していないこと」が22.2%と最も高くなっています。

療育支援への対応として、特に必要だと思う社会資源について、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」が53.7%と最も高くなっています。

今後も、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

### 【方向性】

保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等の指導を受けられることができるよう、関係機関と連携し、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化し、早期療育に向けた支援を行います。

### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
健診事後フォロー教室	発達の促進、保護者の育児に関する心配の軽減・学びに向け、教室を開催し、より手厚い支援ができるよう対応専門職の拡充に努め、必要な児には幼稚園入園後も継続した支援を行います。
親子面談	心理相談員による育児や発達についての相談、療育に関する指導等、必要性や緊急性に応じて幼稚園や保育園、教育委員会とも連携し支援を行っていきます。保護者の相談、発達検査の場としてコンスタントに利用がされており、就園・就学してからも育児相談の場として利用できるよう、継続していきます。
巡回リハビリテーション	県立総合療育相談センターの専門職員がチームを組み、定期的に町保健福祉センターに出向いて、相談支援やリハビリテーションなどの療育支援活動を行います。 専門的な相談を希望する方が受診しやすい体制を継続していきます。

### (3) 障がい児サービスの充実

#### 【現状と課題】

障がい児の支援にあたっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障がい児の状態を把握し、一人ひとりの個性が生かされる支援が求められます。

アンケート調査の結果をみると、児童発達支援の認知度について、「知らない」が4割を超えています。また、利用状況について、「利用していない」が2割半ばとなっています。

放課後等デイサービスの認知度について、「知らない」が3割半ばとなっています。また、利用状況について、「利用していない」が2割半ばとなっています。

保育所等訪問支援の認知度について、「知らない」が5割近くとなっています。また、利用状況について、「利用していない」が3割近くとなっています。

福祉サービスを利用するときに困ることについて、「どんなサービスがあるのか知らないこと」が22.3%と最も高く、「どの事業者が良いのかわからないこと」が15.5%となっています。

そのため、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障がい児サービスの充実を推進していくことが必要です。

#### 【方向性】

放課後等デイサービスなど障がい児サービスの周知とサービスの充実を目指し、関係機関と連携し、連続的な障がい児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

障がいのある子どもが、それぞれの希望や嗜好に応じた、多様で充実した生活を可能な限り送ることができるよう、家族をはじめとする子どもを取り巻く人々の意向を踏まえながら日常生活を支える支援策を充実させます。

#### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある小学生から高校生ままでを対象に、授業終了後や学校休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	児童通所支援を利用する時に、指定障害児相談支援事業者が、利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

## (4) 障がい児保育・教育の充実

### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査の結果をみると、学校等での生活に望んでいることは、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をしてほしい」が50.0%と最も高くなっています。

学校教育終了後の進路について必要だと思う対策は、「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制を構築すること」が33.3%と最も高くなっています。

特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

今後も、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが必要です。

### 【方向性】

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重しあう共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図るとともに、早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な障がい児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

### 【事業内容】

取り組み	取り組み内容
特別支援教育の充実	障がいの有無にかかわらず、特別な支援を必要とする子どもに対して適切な教育支援を得られるよう、特別支援教育の充実を図ります。 各園・校と引き続き情報を共有し、適切な支援のあり方について検討していきます。
介助員派遣等教育支援事業の充実	介助を必要とする児童・生徒に対して介助員を派遣し、子どもの発達段階、特性に応じた支援を行います。また教育活動全般において支援するため、学級担任と連携を深め、子どもの発達段階、特性に応じた個別教育計画を作成し、効率的な支援を行います。 引き続き、介助員を派遣していくとともに、個別教育計画を作成し、効率的な支援を行います。
切れ目ない教育指導・相談体制の整備	特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を図ります。

取り組み	取り組み内容
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる視点を持つ教員等を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無に関わらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境の整備を図ります。



# 第7期障がい福祉計画

## 1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じる (令和4年度末時点の施設入所者数11人)	10人
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる (令和4年度末時点の施設入所者数11人)	1人

#### 目標実現に向けた取り組み

入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進めます。その際、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、基幹相談支援センターの相談支援機能を強化し、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームの運営費の補助や家賃助成などの「住まいの場」の運営を支援する取り組みを行うとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の確保に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	15人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回	3回	3回

### 目標実現に向けた取り組み

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

町内外の関係機関と連携し、協議を進めるとともに、本町においては精神障がい者が増加傾向にあることを鑑み、グループホームや自立生活援助の提供を確保し、精神障がい者の自立支援の充実を図ります。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の指針に準じる	整備
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	国の指針に準じる	整備

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回

#### 目標実現に向けた取り組み

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、強度行動障がい者を有する者も含め、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、地域自立支援協議会をもとに、地域の事業者等と具体的な協議を行い整備を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績2人)	3人
就労移行支援における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績2人)	3人
就労継続支援A型における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績0人)	2人
就労継続支援B型における移行者	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績0人)	2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合を50%以上	国の指針に準じる	50%
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.41倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績0人)	2人
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上	国の指針に準じる	25%

#### 目標実現に向けた取り組み

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図ります。

また、精神障がい者の増加に伴い、就労支援のニーズが今後高まることが見込まれることから、ハローワークや障害者就労生活支援センターと連携し、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援の充実を図り、一般就労への移行を進めます。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	国の指針に準じる	設置

### 目標実現に向けた取り組み

足柄上地区で面的に基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターを中心とした事例検討会の開催や医療的ケア児等コーディネーターの配置、相談支援体制の充実を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる	検討

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	検討	検討	検討

### 目標実現に向けた取り組み

障害福祉サービス等の質の向上策として、町職員に向けた障がい特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修への参加を検討していきます。事業者に対しては、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者に提供し、適正な給付費の請求を促す取り組みについて検討を行います。

## (7) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	国の指針に準じる	設置
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本	国の指針に準じる	構築
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	国の指針に準じる	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じる	設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じる	確保
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	国の指針に準じる	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の指針に準じる	配置

### 目標実現に向けた取り組み

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、近隣市町の障害児通所支援事業所や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携していきます。

障がい児の家族支援にあたっては、ペアレントトレーニング等を実施し、発達障がいのある子どもの保護者だけでなく、育児に不安のある保護者、良い仲間関係が築けずにいる保護者の支援に努めていきます。ペアレントメンターに関しては、関係機関と連携し、事業の取組について検討を行います。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関等が連携し、調整等の支援を行います。

## Ⅱ 2 障害福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	17	20	24	28	33	38
	時間分	148	202	226	263	310	357
重度訪問介護	人分	1	1	1	0	0	0
	時間分	12	12	22	0	0	0
同行援護	人分	0	1	1	1	1	1
	時間分	0	6	6	6	6	6
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

## ② 見込量確保の方策

- 居宅介護、同行援護では、今後のサービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や人材確保に向けた助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図り、事業者情報の提供を積極的に行います。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、障がい者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、理学療法や作業療法などのリハビリテーションや入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために、日常生活に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型として、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は非雇用型として、生産活動やその他の活動の機会を継続的に提供し、就労に必要な支援を行います。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、施設の職員が就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
福祉型 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	26	28	29	30	30	31
	人日分	439	473	529	547	547	566
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人分	4	4	5	6	7	8
	人日分	62	57	79	94	110	126
就労継続支援 (A型)	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	23	20	21	21	21	21
就労継続支援 (B型)	人分	53	51	52	53	54	55
	人日分	679	773	766	780	795	810
就労定着支援	人分	0	2	2	2	2	2
就労選択支援	人分				—	1	1
療養介護	人分	0	2	2	2	2	2
福祉型短期入所	人分	3	8	8	7	7	6
	人日分	10	34	39	34	34	29
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 就労支援については、精神障がいのある人の増加に伴いニーズが高まっている傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労選択支援においては、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人分	16	19	19	22	23	24
施設入所支援	人分	10	11	11	11	11	10

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

#### ② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービス利用の支援体制の整備を図ります。
- グループホームの設置を促進するに当たり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

## (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する方について、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人が、地域での生活に移行するために、住居の確保、その他地域生活への移行に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談などの支援を行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	7	20	21	23	25	27
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

### ② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

## || 3 地域生活支援事業の見込量

### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ① 見込量確保の方策

- 地域住民に向けた講演会や「ちいき・ふくし博」などの催しを足柄上地区1市5町で共同開催するなどして、障がいのある人に対する理解を促進していきます。

### (2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ① 見込量確保の方策

- 障がい者とその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(社会参加促進、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

### (3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人やその家族の相談に対し、福祉サービスに係る情報の提供、専門のサービス提供機関の紹介、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

#### ② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援において、足柄上地区1市5町が共同委託している事業所を拠点とした、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

### (4) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障がいや精神障がいがある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

#### ① 必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	実利用者数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対する支援として、事業を継続します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、「社会貢献型後見人」を含めた法人後見支援事業をできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

## (5) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者利用人数	実利用者数	17	27	27	27	27	27
要約筆記者利用人数	実利用者数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実利用者数	0	0	1	1	1	1
代筆・代読ヘルパー派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、聴覚等に障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

## (6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図ります。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付者数	1	3	0	0	0	0
自立生活支援用具	給付者数	0	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付者数	2	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付者数	1	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	給付者数	65	73	73	74	75	76
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付者数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み値

### ② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用を支援します。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成人数	人	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員養成講座の実施にあたっては、足柄上郡1市5町共同での定期的な開催により、地域に貢献できる手話奉仕員を確保します。

## (8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の際の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	19	19	19	19	18	18
	延べ利用時間数	98	82	100	100	95	95

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 町内外の事業所により、必要サービス量を確保していきます。

## (9) 地域活動支援センター

サービス	概要
地域活動支援センター	障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、社会との交流促進を図ることを目的とし、地域生活を支援します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	個所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者	5	8	6	6	6	6
機能強化事業Ⅰ型	個所数	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	個所数	0	0	0	0	0	0
機能強化事業Ⅲ型	個所数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 足柄上地区1市5町で「地域支援センターひまわり」に事業を委託する中で、機能強化事業として地域活動支援センターI型で事業を実施します。

## (10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
住宅整備改良助成事業	障がいのある人やその保護者が、住宅をその障がいに適するように改良する場合に、改良工事費の一部を助成します。
重度障がい者福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成事業	在宅の重度障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、タクシー運賃の一部又は自動車燃料費の一部を助成します。
自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人に対し、生活活動の範囲拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	8	6	7	7	7	7
住宅整備改良助成事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	実利用者数	80	85	86	88	90	92
重度障がい者自動車燃料費助成事業	実利用者数	110	112	120	125	130	135
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み値

## ② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス利用の支援を図ります。

## 4 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある小学生から高校生までを対象に、授業終了後や学校休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童通所支援を利用する時に、指定障害児相談支援事業者が、利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成します。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	32	23	26	28	32	35
	人日分	238	205	227	244	279	305
放課後等デイサービス	人分	23	34	37	41	46	50
	人日分	256	392	475	526	590	642
保育所等訪問支援	人分	0	3	3	3	3	3
	人日分	0	3	3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	4	6	7	8	10	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月のもの(令和5年度は見込み値)

## ② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 特に需要の増加が見込まれる放課後等デイサービスは、サービス提供に関わる事業所・人材を確保・育成するとともに、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等との連携を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、障がいのある人の自立生活に関連の深い分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、住民、事業者との連携・協働のもと、サービスの充実に努めます。また、広く住民の参加と理解・協力を得て、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進します。

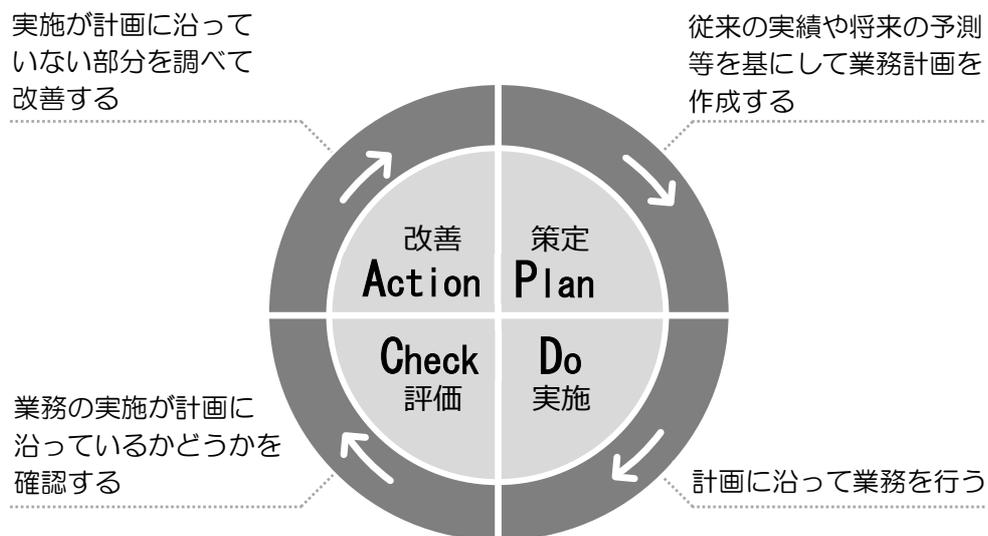
また、「地域自立支援協議会」とも連携を図り、町内の障がい福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握と評価を行うため、町の上位計画と歩調を合わせつつ、進行管理委員会などにより本計画の着実な推進を図ります。

また、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、一層の充実に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



大井町障がい者計画・  
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：大井町 福祉課

住所：〒258-0019 大井町金子1964-1

TEL：0465-83-8024

FAX：0465-83-8016